

いなべ市障がい者計画
いなべ市第5期障がい福祉計画
いなべ市第1期障がい児福祉計画
【素案】

平成30年1月

いなべ市

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の制度改正等のまとめ	2
3. 各計画の法的根拠	4
4. 計画の期間	4
5. 計画策定の体制	5
第2章 障がいのある人の現状	
1. 統計データからみるいなべ市の現状	6
2. アンケート調査結果からみるいなべ市の現状	12
3. 計画の進捗状況	29
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の基本理念	35
2. 計画の基本的視点	35
3. 計画の基本目標	36
4. 計画の施策体系	37
第4章 障がい者計画	
基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進	38
基本目標2 保健・医療体制の整備	42
基本目標3 安心した生活を送るための支援	44
基本目標4 社会参加の促進と充実	48
基本目標5 教育・保育の充実	50
第5章 障がい福祉計画	
1. 平成32年度目標値の設定	53
2. 障がい福祉サービス等の見込量	56
3. 地域生活支援事業(必須事業)の見込量	63
4. 地域生活支援事業(任意事業)の見込量	68
第6章 障がい児福祉計画	
1. 平成32年度目標値の設定	69
2. 障がい児支援事業の見込量	70
第7章 計画の推進体制	
1. 市民、団体等との連携による計画の推進	72
2. 障がい福祉及び障がい児福祉サービスの円滑な提供のための推進体制	72
3. 計画の進捗管理	73
資料編	
用語集	74

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国では、平成 18 年に国連で「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されたことを受け、平成 21 年に障がい者制度改革推進本部を設置し、さまざまな国内の法律や制度の改革を進めてきました。平成 23 年に「障害者基本法」の改正、平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行、同じく平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定等、基本的な法整備を行い、平成 26 年に「障害者権利条約」が批准され、国においては、条約の理念に基づいて障がい者施策を推進することとなりました。

また、平成 28 年には「障害者総合支援法」「児童福祉法」の見直しが行われ、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がいのある子どもの多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行う趣旨が示されています。

さらに福祉分野全般にかかわるものとして、国が平成 28 年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで地域共生社会を実現していくことが掲げられました。障がい福祉分野でも、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等、地域共生社会の実現に向けての動きが進むこととなります。

本市では、「いなべ市障がい者計画及びいなべ市第4期障がい福祉計画」(以下、「前回計画」という。)の計画期間終了にあたって、このような国の動向を注視するとともに、本市における障がいのある人、障がいのある子ども等の現状や意向を踏まえた取り組みを推進することが求められます。

障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻くさまざまな課題に対応し、長期的視点から総合的、効果的に障がい者施策を推進するため、「いなべ市障がい者計画 いなべ市第5期障がい福祉計画 いなべ市第1期障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2. 国の制度改正等のまとめ

(1) 障がい者施策に関わる主な関連法令の動向

近年、障がいのある人に関する法律や制度は大きく変化しています。本計画は、以下の法律、制度等を踏まえて策定しています。

■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大等
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化推進等の規定
2007 (H19)	障害者基本法の一部改正（平成16年6月）に伴う第九の一の二の施行	市町村障害者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)	障害者雇用促進法の一部改正	障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	「障がい者制度改革推進本部」の設置	障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革
2010 (H22)	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
2011 (H23)	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義等を見直し等
2012 (H24)	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称し、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進
2014 (H26)	障害者権利条約批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より国内において効力を生じる
2015 (H27)	難病医療法の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)	障害者差別解消法の施行	障がいや理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の成立	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正のポイント

「障害者総合支援法」は施行後3年を目途に障がい福祉サービスの在り方等についての検討・改正されました。また、あわせて「児童福祉法」も改正され、「障害児福祉計画」の策定義務化、障がいのある子どもへの多様な支援ニーズへの対応等が求められています。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)

【趣旨】

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

【概要】

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- ① 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- ② 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- ③ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- ④ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ① 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- ② 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児を対象を拡大する
- ③ 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- ④ 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ① 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする
- ② 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

3. 各計画の法的根拠

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障害者計画及び「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画として策定するものであり、同時に「改正児童福祉法」（平成30年4月施行）第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画としての「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定するものです。

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4. 計画の期間

本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度			
障がい者 計画	いなべ市 障がい者計画			いなべ市 障がい者計画			いなべ市 障がい者計画					
障がい福祉 計画	いなべ市第4期 障がい福祉計画						いなべ市第5期 障がい福祉計画			いなべ市第6期 障がい福祉計画		
障がい児 福祉計画	/						いなべ市第1期 障がい児福祉計画			いなべ市第2期 障がい児福祉計画		

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、いなべ市障がい者自立支援協議会の意見を聴取するとともに、関連団体・関連事業所に対して調査票に基づくアンケート調査を実施しました。その結果から、障がいのある人やその家族等の課題やニーズを精査し、それらに対応した実効性のある計画となるよう努めました。

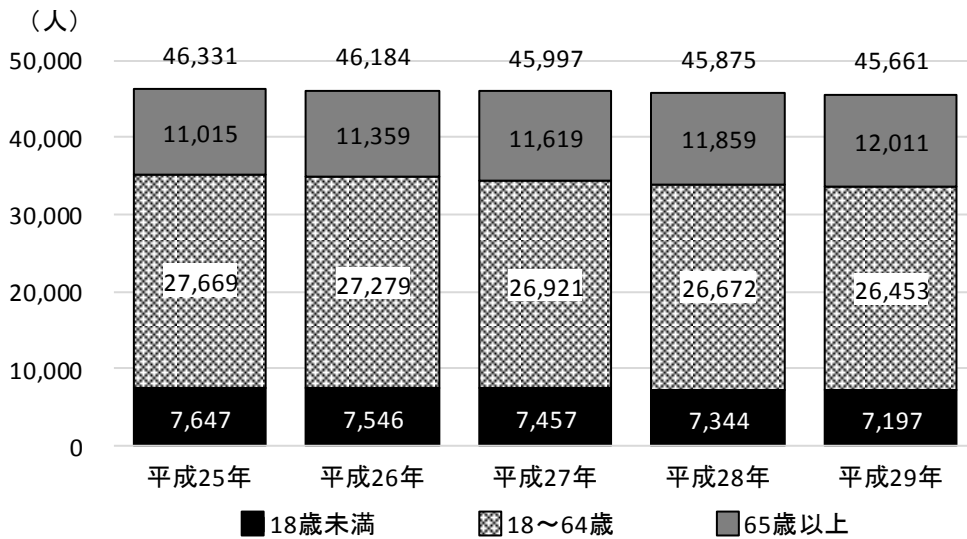
第2章 障がいのある人の現状

1. 統計データからみるいなべ市の現状

(1) 人口推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成 25 年から平成 29 年にかけて 670 人減少し、45,661 人となっています。

年齢別にみると、「65 歳以上」は増加傾向、「18 歳未満」「18～64 歳」は減少傾向となっています。

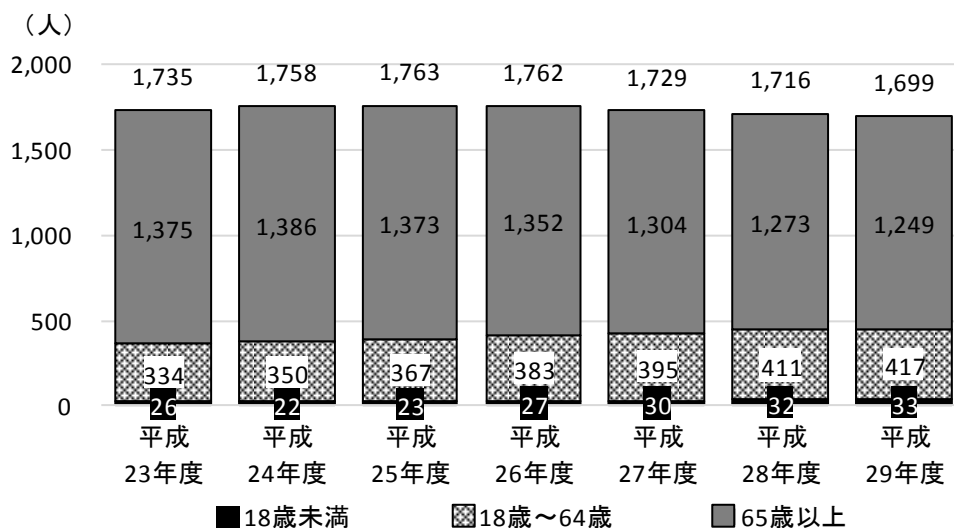


資料：住民基本台帳

(2) 身体障がいのある人の現状

身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度の 1,763 人をピークに減少傾向となり、平成 29 年度は 1,699 人となっています。

年齢別にみると、「18 歳未満」「18～64 歳」は緩やかな増加傾向にあり、「65 歳以上」は減少傾向となっています。

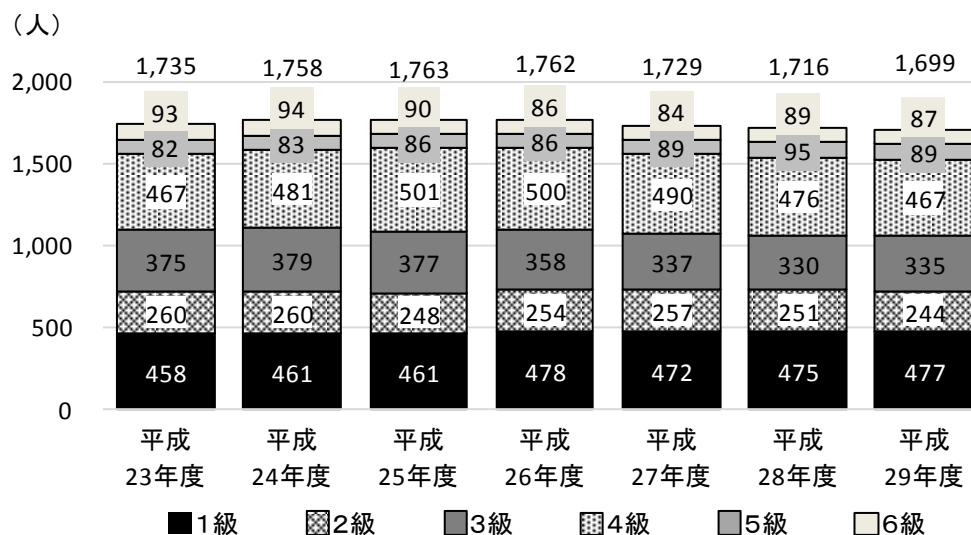


資料：社会福祉課

等級別にみると、いずれの等級においても横ばいで推移しており、「4級」「1級」について、400人代後半から500人前後での推移となっています。

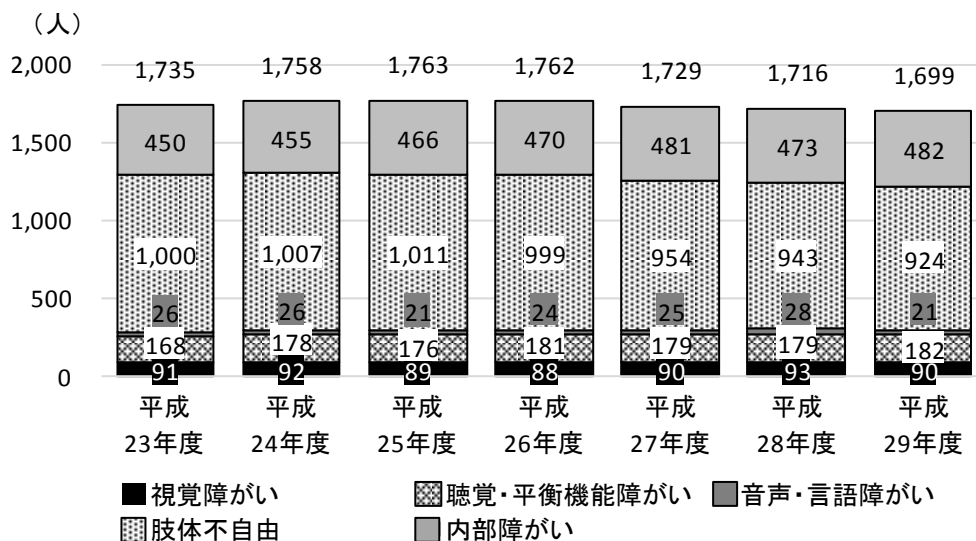
障がいの種類では、「肢体不自由」について、平成25年度の1,011人をピークに、以降わずかに減少傾向がみられます。

■等級別の身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



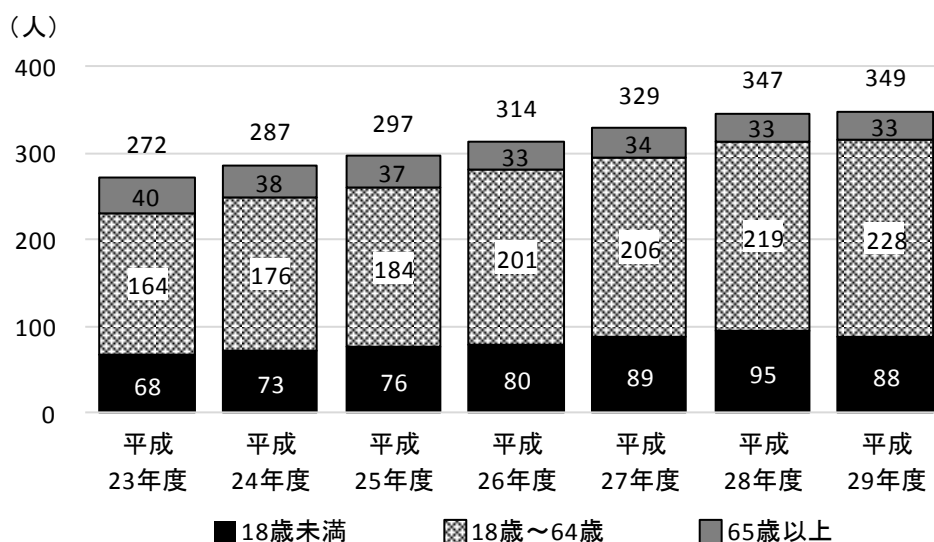
資料：社会福祉課

(3) 知的障がいのある人の現状

療育手帳所持者数は、平成23年度から平成29年度にかけて77人増加し、349人となっています。特に「18歳未満」「18歳～64歳」で増加傾向にあり、「18歳未満」では平成23年度から平成29年度にかけて20人増えて88人となっており、「18歳～64歳」では64人増加し、228人となっています。

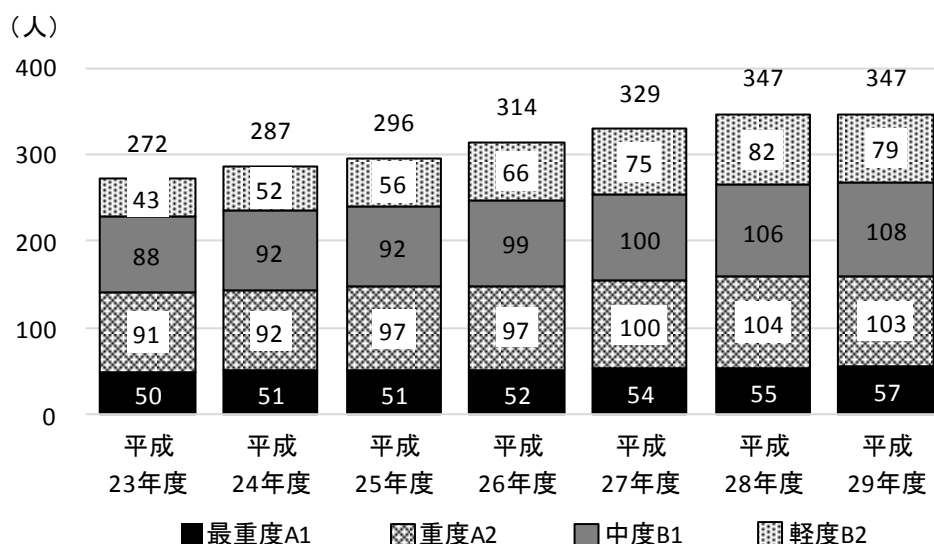
等級別にみると、「重度A2」と「中度B1」が同水準となっており、いずれの等級も増加傾向となっています。

■年齢別の療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課

■等級別の療育手帳所持者数の推移



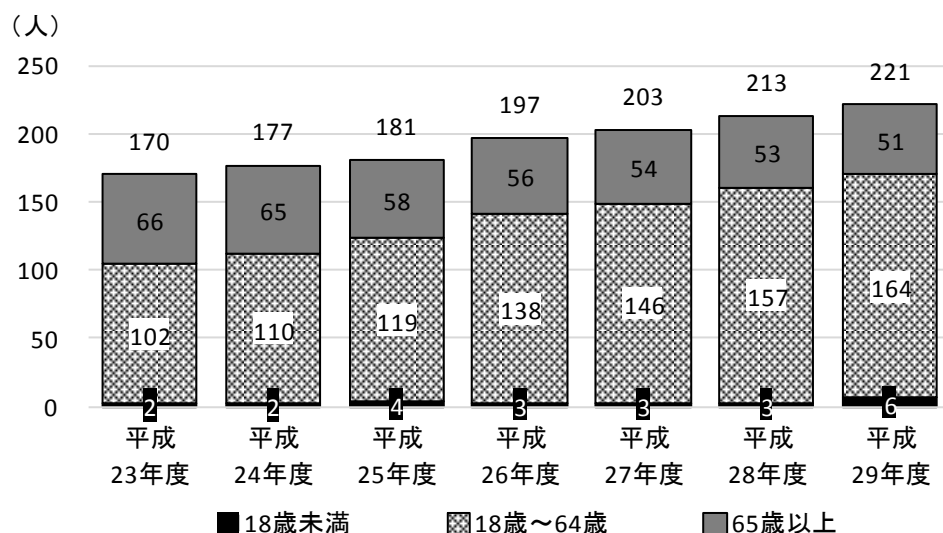
資料：社会福祉課

(4) 精神障がいのある人の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 23 年度から平成 29 年度を比較して、51 人増加し 221 人となっています。

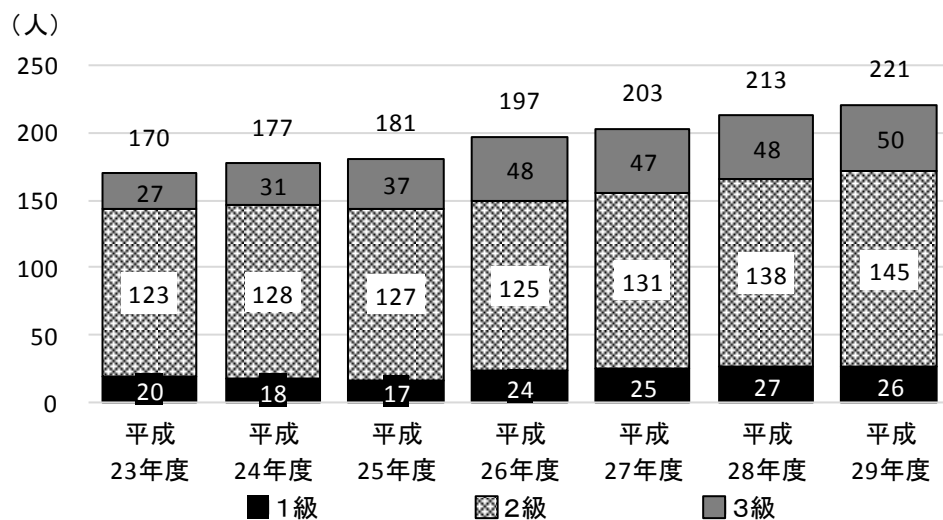
等級別にみると、「3級」の増加が著しく、平成 23 年度と平成 29 年度を比較して、23 人増えて 50 人となっています。

■ 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課、桑名保健所地域保健課

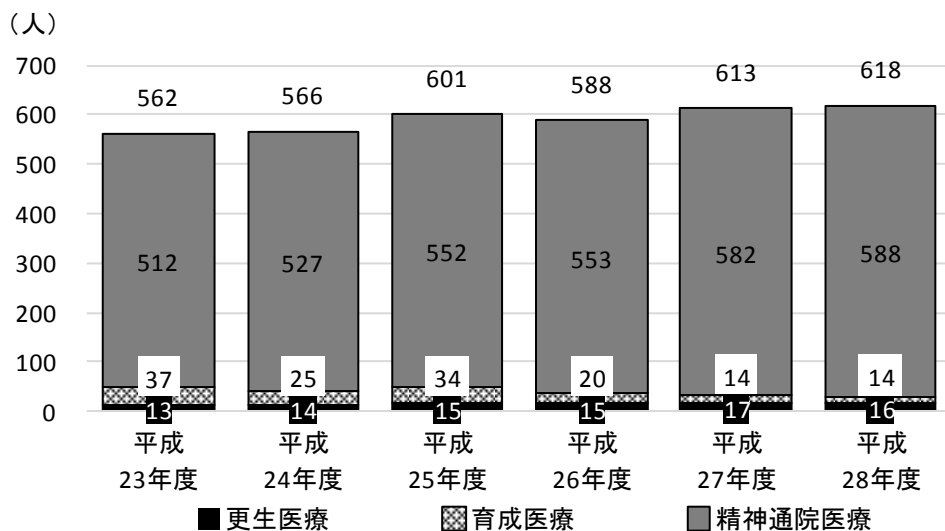
■ 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課、桑名保健所地域保健課

(5) 自立支援医療受給者の現状

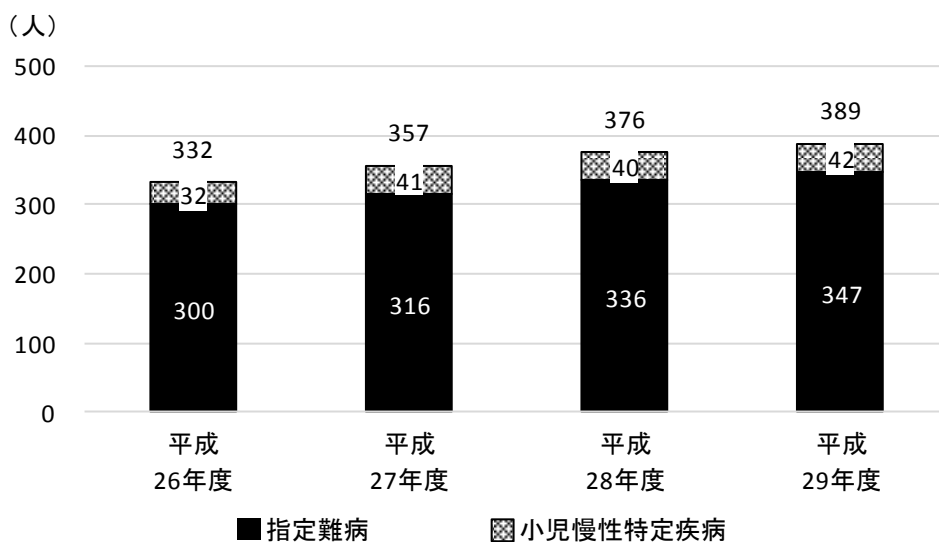
自立支援医療受給者は、平成 25 年度に 35 人増加して、601 人になって以降、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：社会福祉課、桑名保健所地域保健課

(6) 難病患者の現状

難病患者は、「指定難病」において増加傾向にあり、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて 47 人増加し、347 人となっています。「小児慢性特定疾病」は平成 27 年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年度は 42 人となっています。



資料：桑名保健所地域保健課

(7) 特別支援学級等の現状

特別支援学級等の在籍者数は、特に「小学校」において著しく増加しています。「中学校」と「通級教室」は、平成28年度でそれぞれ44人、55人となっています。

単位：人

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
小学校	60	65	71	71	78	98	110
中学校	31	33	31	35	38	44	39
通級教室	22	32	33	33	41	55	27

資料：学校教育課

2. アンケート調査結果からみるいなべ市の現状

(1) 調査概要

- 調査対象者 ① 平成 29 年 5 月現在、いなべ市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人
② 平成 29 年 5 月現在、いなべ市在住の市民
- 調査期間 平成 29 年 5 月 27 日（土）～平成 29 年 6 月 11 日（日）
- 調査方法 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(2) 回収結果

調査票	調査件数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
障がいのある人対象調査	1,000 件	477 件	47.7%
一般市民対象調査	1,000 件	424 件	42.4%

(3) 調査結果の見方

- 回答結果は、小数第 2 位を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- グラフ及び表の「N」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「SA」は単数回答、「MA」は複数回答、「NA」は数量回答をそれぞれ表しています。
- 設問及び本文中の選択肢の引用について、長い文は簡略化している場合があります。
- グラフや表中の表記について、不鮮明になる場合は簡略化している場合があります。
- 「不明・無回答」が 20.0%を超える場合、「不明・無回答」を除いて表記しています。

(4) 障がいのある人対象のアンケート結果について

①回答者について 【所持手帳：(MA)、性別：(SA)、年代：(SA)】

障がいのある人を対象としたアンケートの回答者についてみると、【身体障害者手帳】(以降、【身体】とする)が67.9%で324件。【療育手帳所持者】(以降、【知的】とする)が24.9%で119件。【精神障害者保健福祉手帳所持者】(以降、【精神】とする)が15.9%で76件となっています。

性別についてみると、【全体】では「男性」が52.8%、「女性」が45.5%となっています。

年代についてみると、【全体】では「60～69歳」が22.6%と最も高く、【身体】では「60～69歳」が30.9%、【知的】では「20～29歳」が27.7%、【精神】では「40～49歳」が31.6%となっています。

■所持手帳

	件数(件)	割合(%)
身体障害者手帳	324	67.9
療育手帳	119	24.9
精神障害者保健福祉手帳	76	15.9

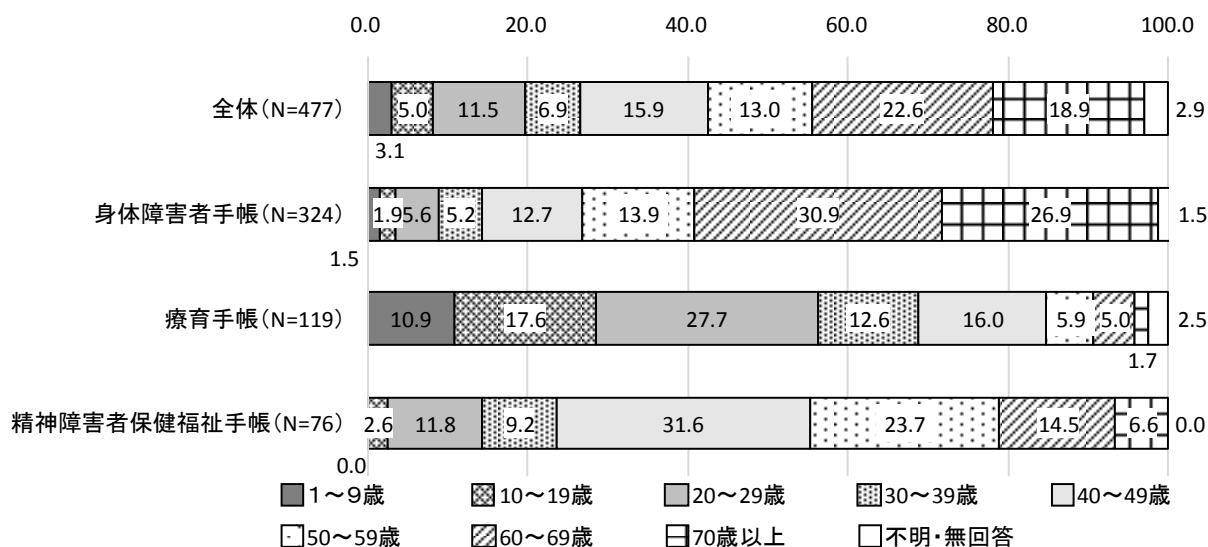
■性別

単位：%

	男性	女性	不明・無回答
身体障害者手帳 (N=324)	53.4	45.7	0.9
療育手帳 (N=119)	54.6	45.4	0.0
精神障害者保健福祉手帳 (N=76)	57.9	42.1	0.0

■年代別

(%)



②福祉サービスの利用状況 (SA)【※不明・無回答は除く】

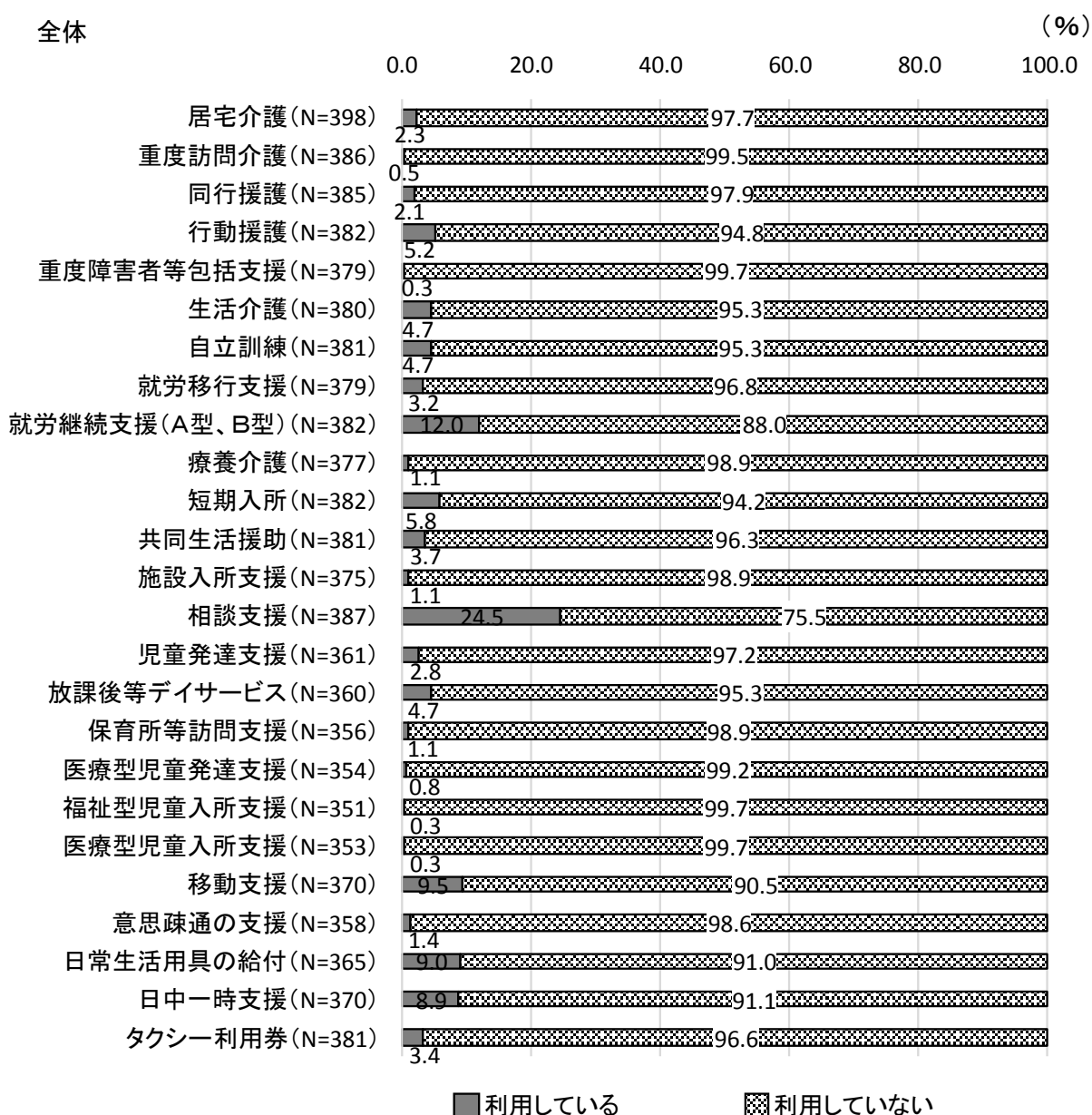
福祉サービスの利用状況についてみると、【全体】では「相談支援」が24.5%と最も高く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」が12.0%となっています。

（※参考）

【身体】では「相談支援」が13.0%、「日常生活用具の給付」が12.4%となっています。

【知的】では「相談支援」が64.7%、「移動支援」「日中一時支援」がともに30.9%となっています。

【精神】では「相談支援」が24.2%、「就労継続支援（A型、B型）」が22.6%となっています。



③福祉サービスの利用意向 (SA)【※不明・無回答は除く】

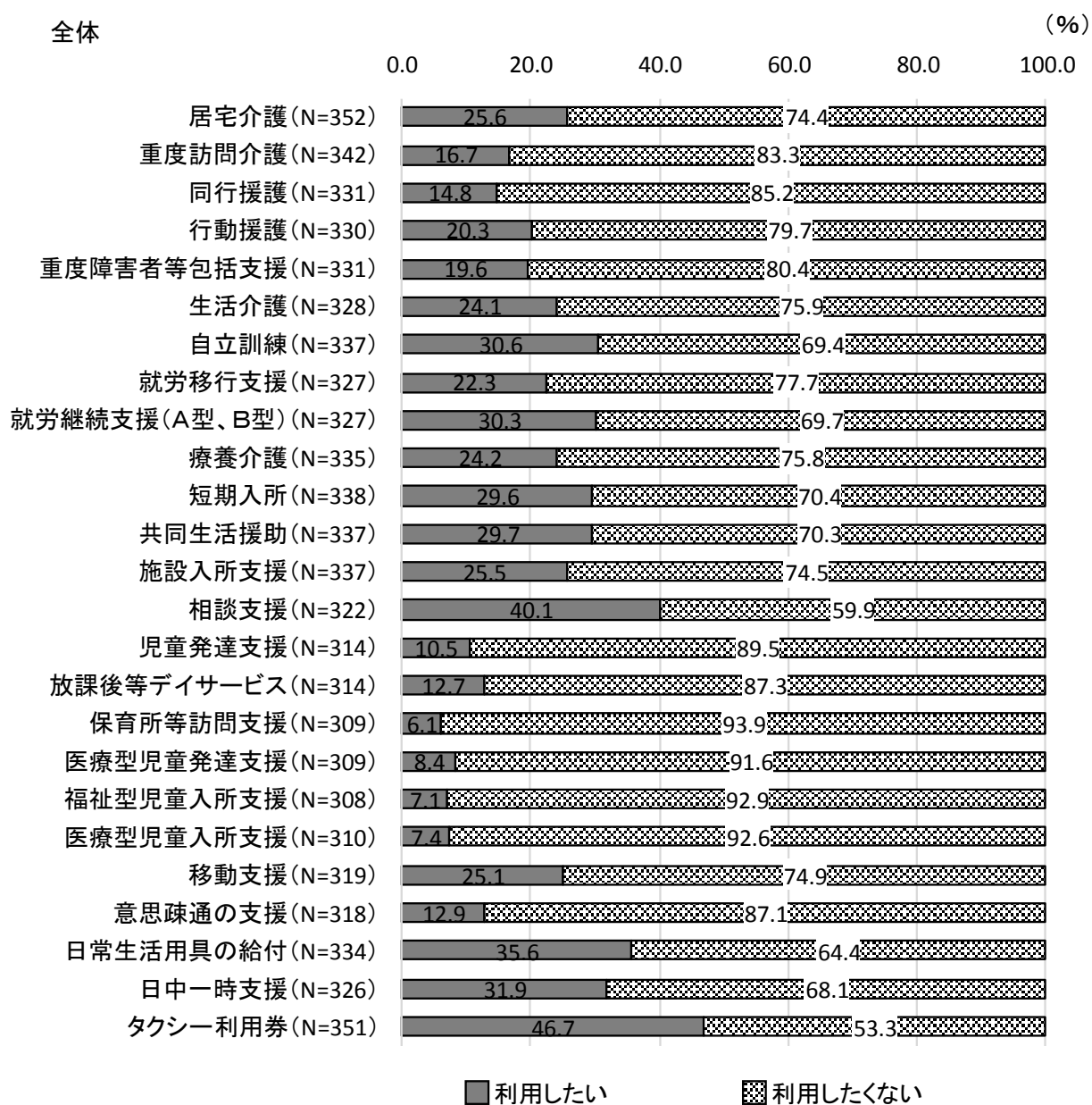
福祉サービスの利用意向についてみると、【全体】では「タクシー利用券」が46.7%と最も高く、次いで「相談支援」が40.1%、「日常生活用具の給付」が35.6%となっています。

(※参考)

【身体】では「タクシー利用券」が47.9%と最も高く、次いで「日常生活用具の給付」が43.4%、「相談支援」が31.7%となっています。

【知的】では「相談支援」が70.9%と最も高く、次いで「日中一時支援」が60.9%、「共同生活援助」が59.8%となっています。

【精神】では「相談支援」が35.3%と最も高く、次いで「タクシー利用券」が33.9%、「就労継続支援(A型、B型)」が32.7%となっています。



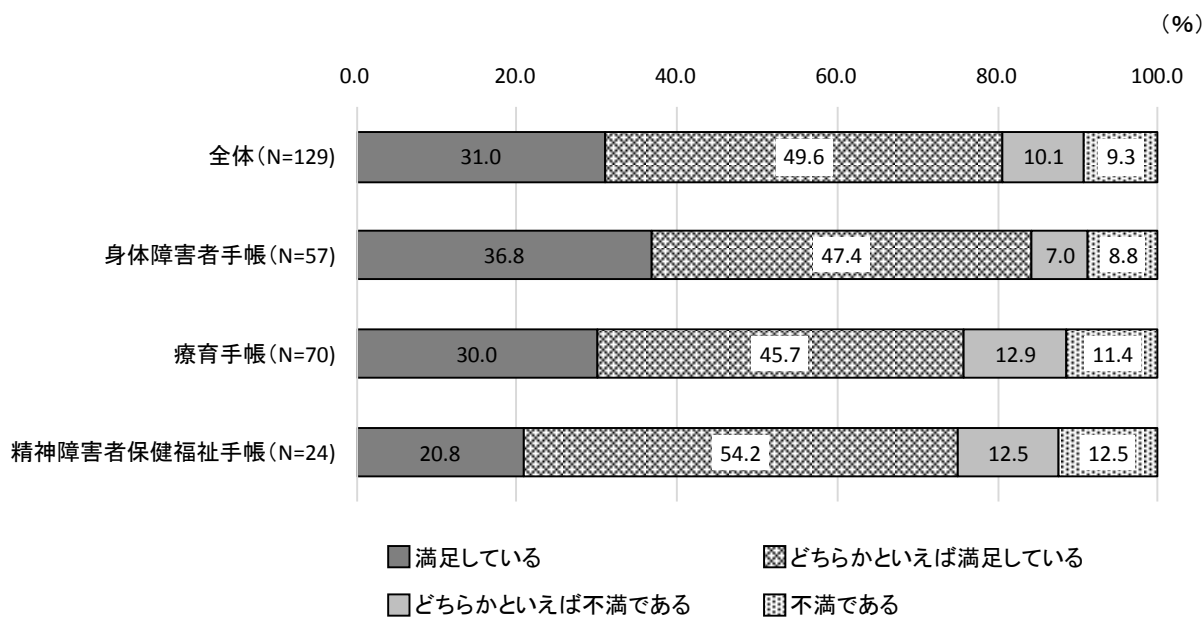
④利用しているサービスの満足度 (SA)【※不明・無回答は除く】

利用しているサービスの満足度についてみると、【全体】では『満足』（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）が80.6%、『不満』（「どちらかといえば不満である」と「不満である」の合計）が19.4%となっています。

【身体】では『満足』が84.2%、『不満』が15.8%となっています。

【知的】では『満足』が75.7%、『不満』が24.3%となっています。

【精神】では『満足』が75.0%、『不満』が25.0%となっています。



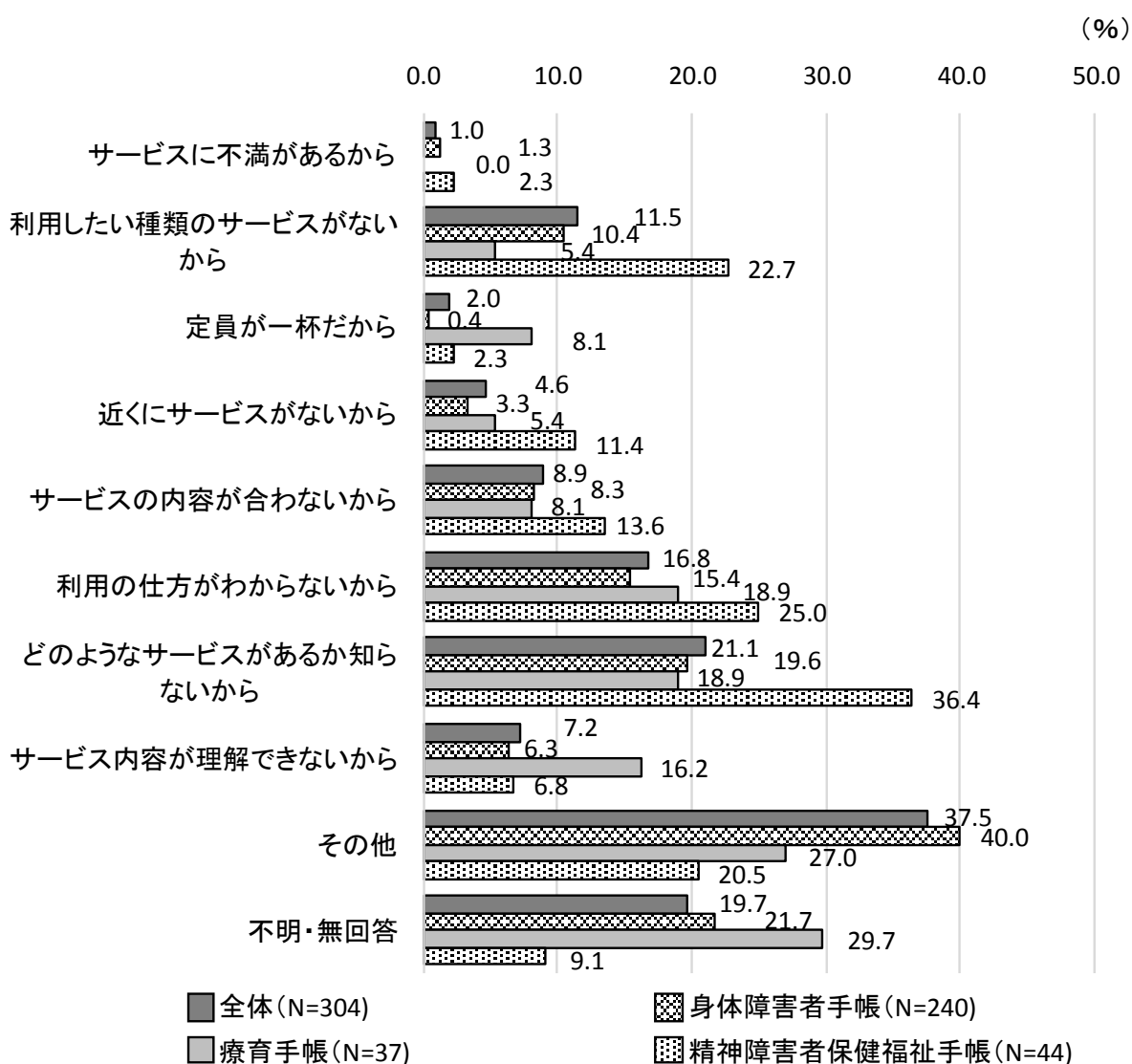
⑤ サービスを利用しない理由 (MA)

サービスを利用しない理由についてみると、【全体】では「どのようなサービスがあるか知らないから」が21.1%と最も高く、次いで「利用の仕方がわからないから」が16.8%、「利用したい種類のサービスがないから」が11.5%となっています。

【身体】では「どのようなサービスがあるか知らないから」が19.6%と最も高く、次いで「利用の仕方がわからないから」が15.4%、「利用したい種類のサービスがないから」が10.4%となっています。

【知的】では「利用の仕方がわからないから」「どのようなサービスがあるか知らないから」がともに18.9%と最も高く、次いで「サービス内容が理解できないから」が16.2%となっています。

【精神】では「どのようなサービスがあるか知らないから」が36.4%と最も高く、次いで「利用の仕方がわからないから」が25.0%、「利用したい種類のサービスがないから」が22.7%となっています。



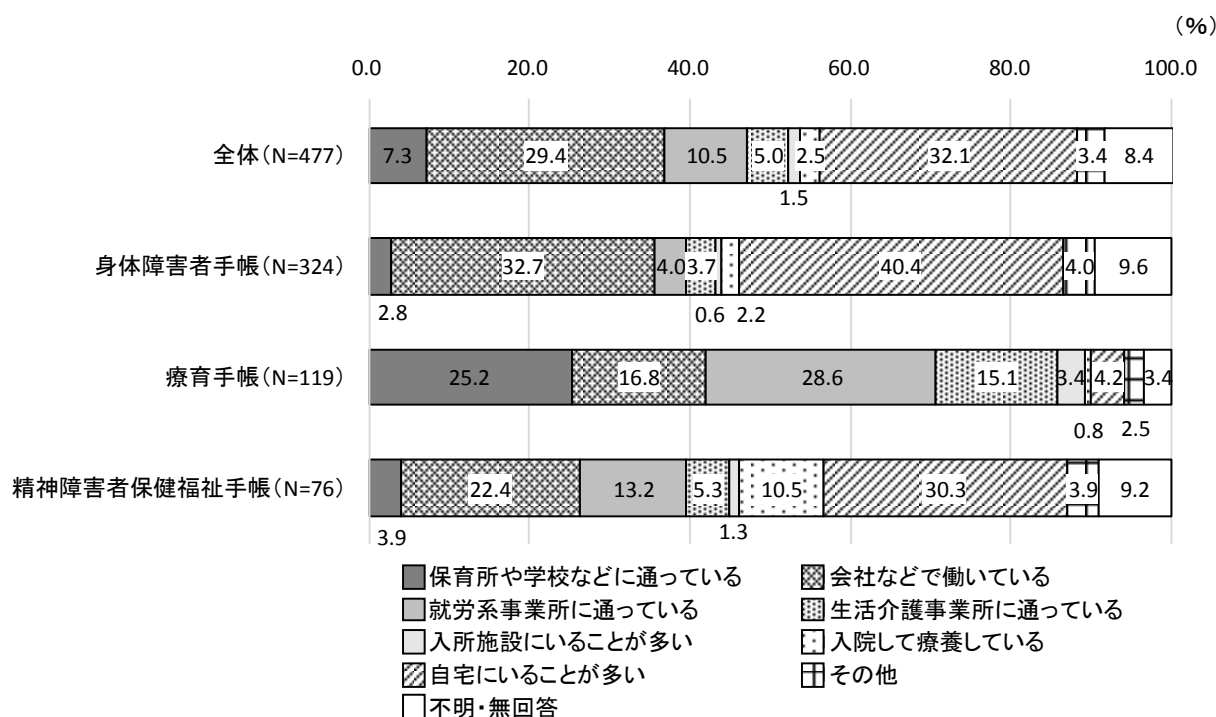
⑥日中の過ごし方 (SA)

日中の過ごし方についてみると、【全体】では「自宅にすることが多い」が32.1%と最も高く、次いで「会社などで働いている」が29.4%、「就労系事業所に通っている」が10.5%となっています。

【身体】では「自宅にすることが多い」が40.4%と最も高く、次いで「会社などで働いている」が32.7%となっています。

【知的】では「就労系事業所に通っている」が28.6%と最も高く、次いで「保育所や学校などに通っている」が25.2%、「会社などで働いている」が16.8%となっています。

【精神】では「自宅にすることが多い」が30.3%と最も高く、次いで「会社などで働いている」が22.4%、「就労系事業所に通っている」が13.2%となっています。



⑦「保育所や学校などに通っている」と回答した方の、通学・就学先 (SA)

通園・通学先についてみると、【全体】では「特別支援学校」が12件、「小・中学校（特別支援学級）」が11件、「小・中・高校の普通学級」が5件、「保育所・幼稚園」「専門学校・大学」がともに3件となっています。

上段:件数(件) 下段:割合(%)	合計	保育所・幼稚園	特別支援学校	小・中学校(特別支援学級)	小・中・高校の普通学級	職業訓練校	専門学校・大学	その他	不明・無回答
全体	35 100.0	3 8.6	12 34.3	11 31.4	5 14.3	0 0.0	3 8.6	1 2.9	0 0.0
身体障害者手帳	9 100.0	0 0.0	4 44.4	1 11.1	3 33.3	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0
療育手帳	30 100.0	3 10.0	12 40.0	11 36.7	2 6.7	0 0.0	2 6.7	0 0.0	0 0.0
精神障害者保健福祉手帳	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0

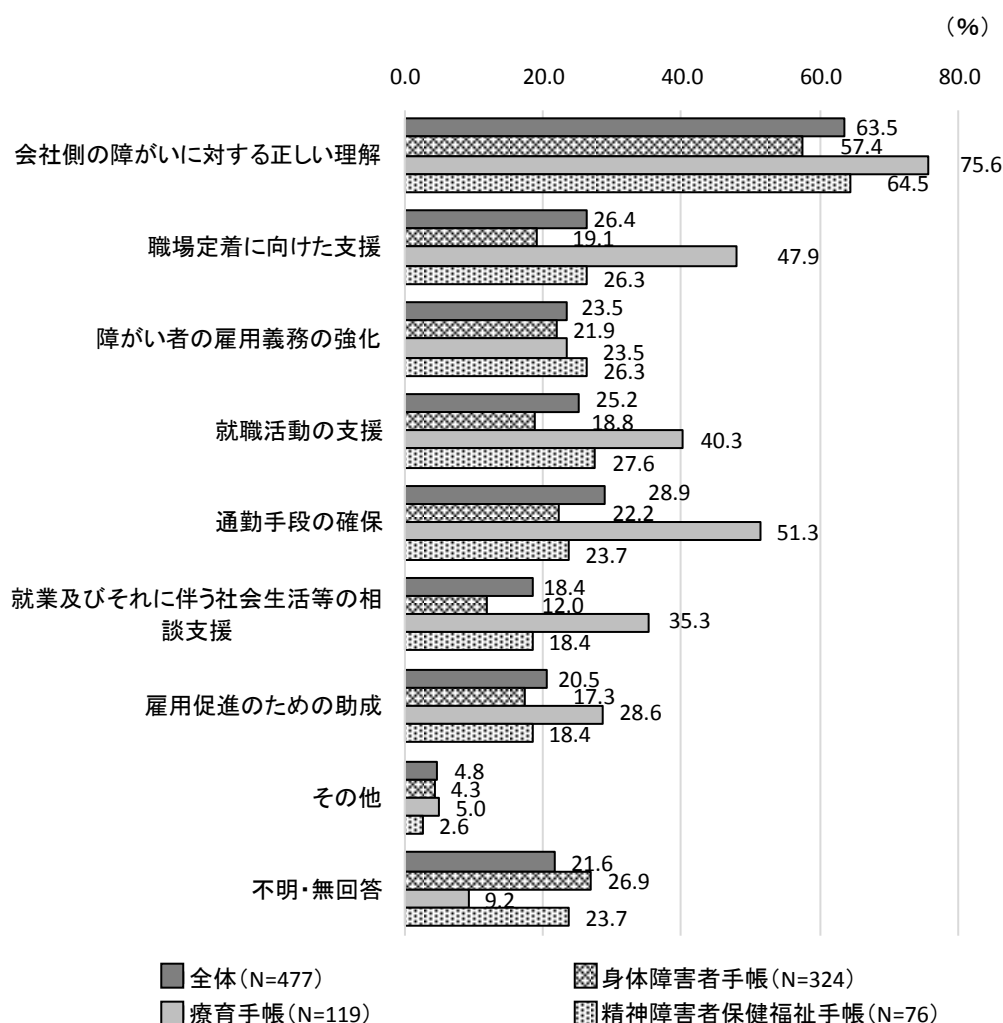
⑧障がい者施設や作業所等以外で働くために必要な条件 (MA)

障がい者施設や作業所等以外で働くために必要な条件についてみると、【全体】では「会社側の障がいに対する正しい理解」が63.5%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が28.9%、「職場定着に向けた支援」が26.4%となっています。

【身体】では「会社側の障がいに対する正しい理解」が57.4%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が22.2%、「障がい者の雇用義務の強化」が21.9%となっています。

【知的】では「会社側の障がいに対する正しい理解」が75.6%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が51.3%、「職場定着に向けた支援」が47.9%となっています。

【精神】では「会社側の障がいに対する正しい理解」が64.5%と最も高く、次いで「就職活動の支援」が40.3%、「職場定着に向けた支援」「障がい者の雇用義務の強化」がともに26.3%となっています。



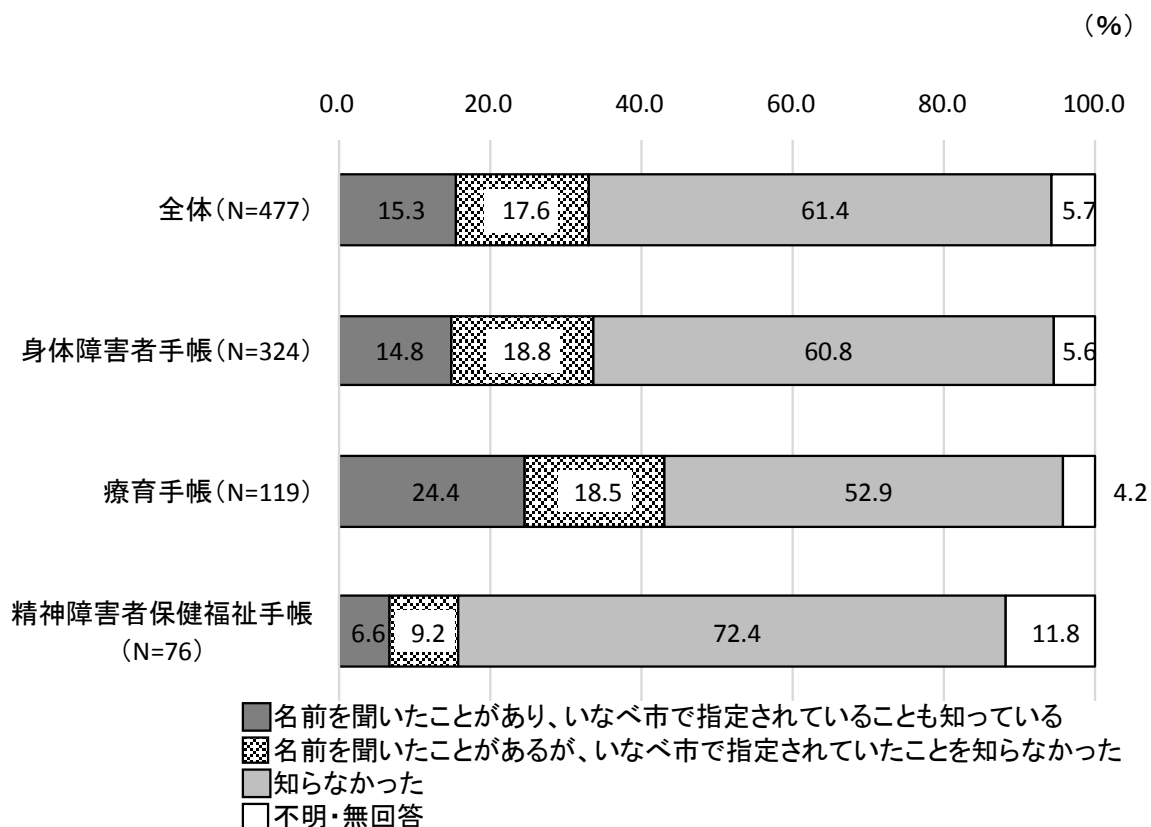
⑨福祉避難所の認知度 (SA)

福祉避難所の認知度についてみると、【全体】では「知らなかった」が61.4%と最も高く、「名前を聞いたことがあるが、いなべ市で指定されていることを知らなかった」が17.6%、「名前を聞いたことがあり、いなべ市で指定されていることも知っている」が15.3%となっています。

【身体】では「知らなかった」が60.8%と最も高く、「名前を聞いたことがあるが、いなべ市で指定されていることを知らなかった」が18.8%、「名前を聞いたことがあり、いなべ市で指定されていることも知っている」が14.8%となっています。

【知的】では「知らなかった」が52.9%と最も高く、「名前を聞いたことがあり、いなべ市で指定されていることも知っている」が24.4%、「名前を聞いたことがあるが、いなべ市で指定されていることを知らなかった」が18.5%となっています。

【精神】では「知らなかった」が72.4%と最も高く、「名前を聞いたことがあるが、いなべ市で指定されていることを知らなかった」が9.2%、「名前を聞いたことがあり、いなべ市で指定されていることも知っている」が6.6%となっています。



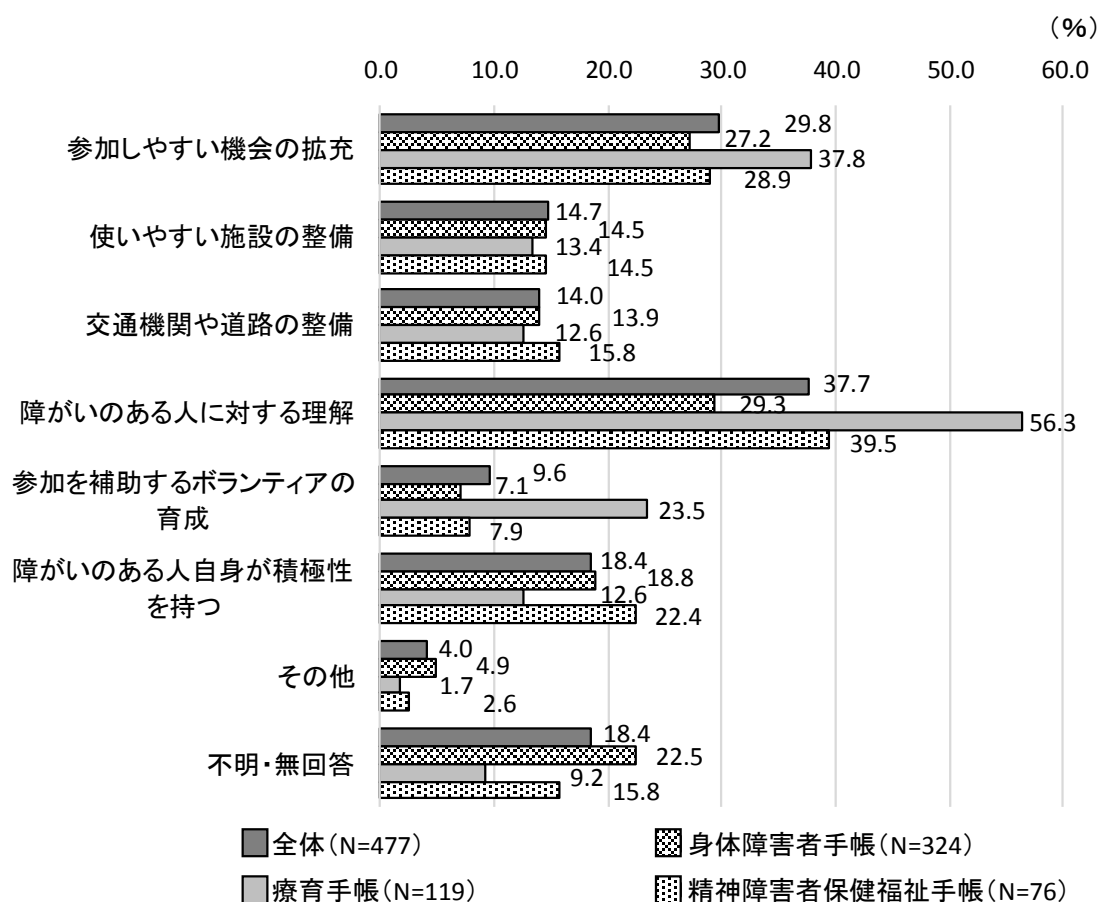
⑩地域や社会に積極的に参加するために重要だと思うこと (MA)

地域や社会に積極的に参加するために重要と思うことについてみると、【全体】では「障がいのある人に対する理解」が37.7%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が29.8%、「障がいのある人自身が積極性を持つ」が18.4%となっています。

【身体】では「障がいのある人に対する理解」が29.3%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が27.2%、「障がいのある人自身が積極性を持つ」が18.8%となっています。

【知的】では「障がいのある人に対する理解」が56.3%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が37.8%、「参加を補助するボランティアの育成」が23.5%となっています。

【精神】では「障がいのある人に対する理解」が39.5%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が28.9%、「障がいのある人自身が積極性を持つ」が22.4%となっています。



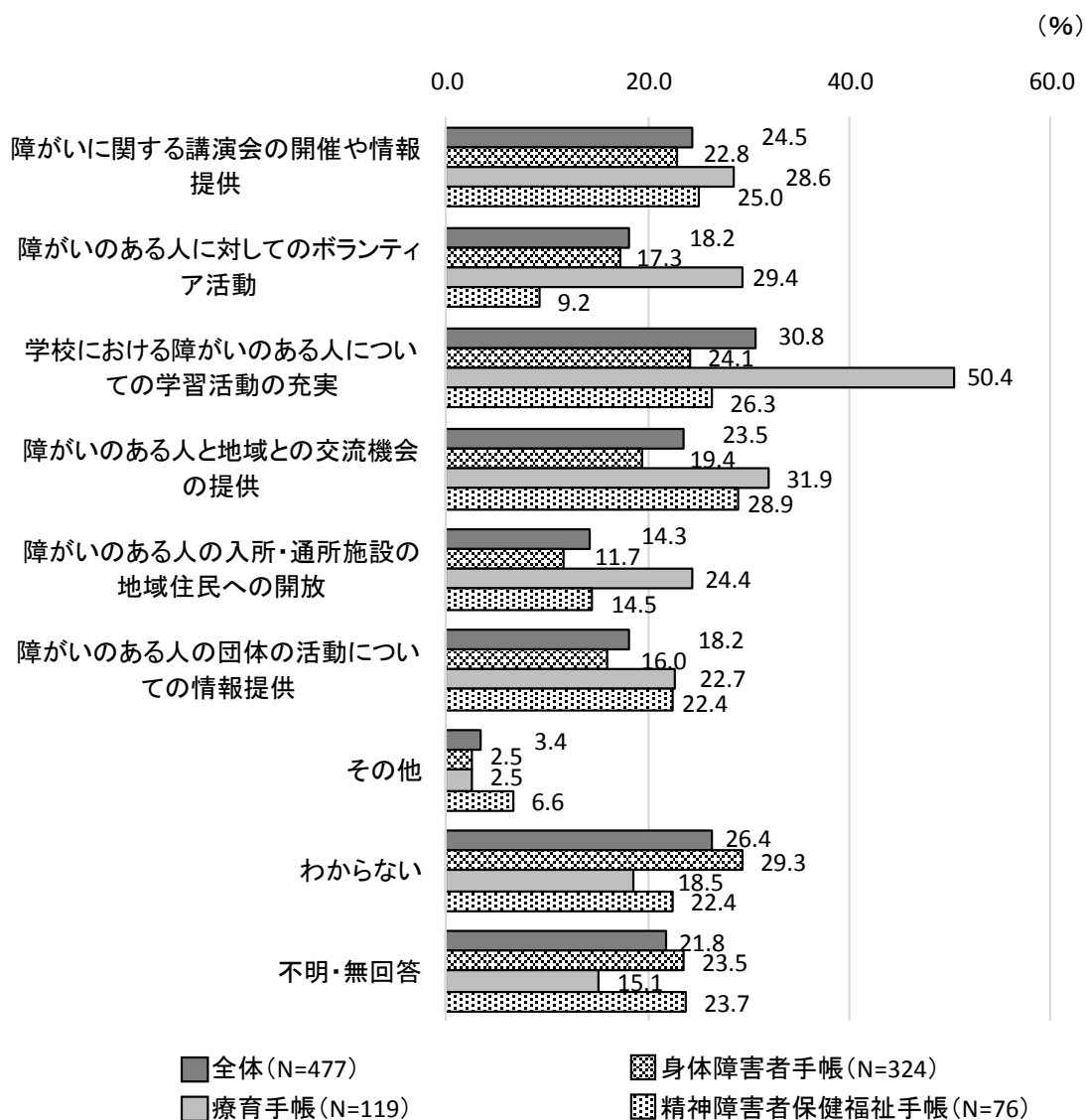
⑪障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うこと (MA)

障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うことについてみると、【全体】では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が30.8%と最も高く、次いで「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が24.5%、「障がいのある人と地域との交流機会の提供」が23.5%となっています。

【身体】では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が24.1%と最も高く、次いで「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が22.8%、「障がいのある人と地域との交流機会の提供」が19.4%となっています。

【知的】では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が50.4%と最も高く、次いで「障がいのある人と地域との交流機会の提供」が31.9%、「障がいのある人に対してのボランティア活動」が29.4%となっています。

【精神】では「障がいのある人と地域との交流機会の提供」が28.9%と最も高く、「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が26.3%、「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が25.0%となっています。



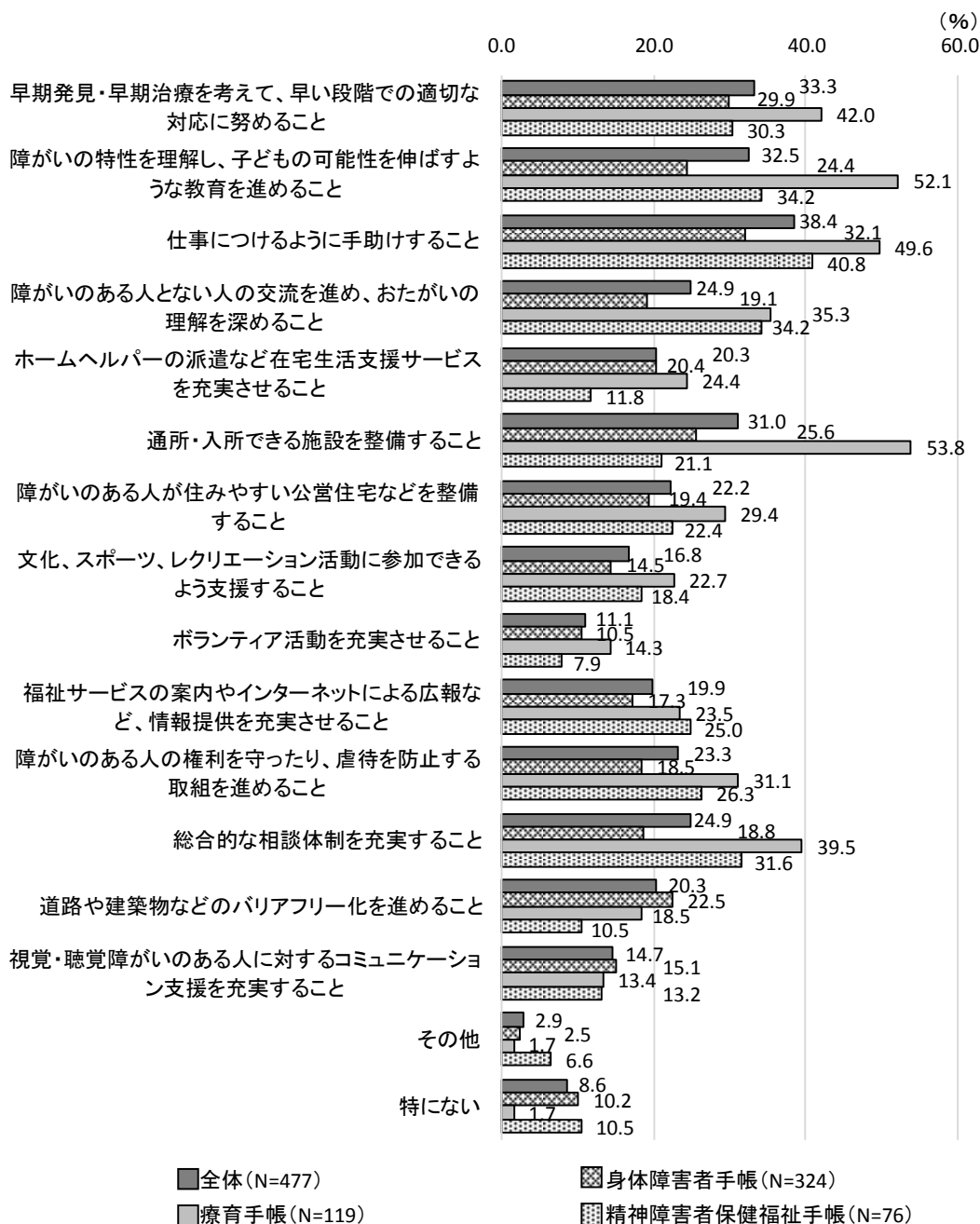
⑫障がいのある人に対する施策を進めるにあたって、市が充実すべきこと (MA)

障がいのある人に対する施策を進めるにあたって、市が充実すべきことについてみると、【全体】では「仕事につけるように手助けすること」が38.4%と最も高く、次いで「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」が33.3%となっています。

【身体】では「仕事につけるように手助けすること」が32.1%と最も高く、次いで「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」が29.9%となっています。

【知的】では「通所・入所できる施設を整備すること」が53.8%と最も高く、次いで「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」が52.1%となっています。

【精神】では「仕事につけるように手助けすること」が40.8%と最も高く、次いで「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」「障がいのある人となない人の交流を進め、おたがいの理解を深めること」がともに34.2%となっています。



(5) 一般市民対象のアンケート調査について

①回答者について 【性別：(SA)、年齢：(NA)】

一般市民対象アンケートの回答者についてみると、「男性」が44.1%、「女性」が53.8%となっています。

年齢別でみると、「60歳代」が28.3%と最も高く、次いで「50歳代」が19.6%、「40歳代」が17.9%「30歳代」が14.2%、「70歳以上」が10.8%、「20歳代」で7.1%となっています。

■性別

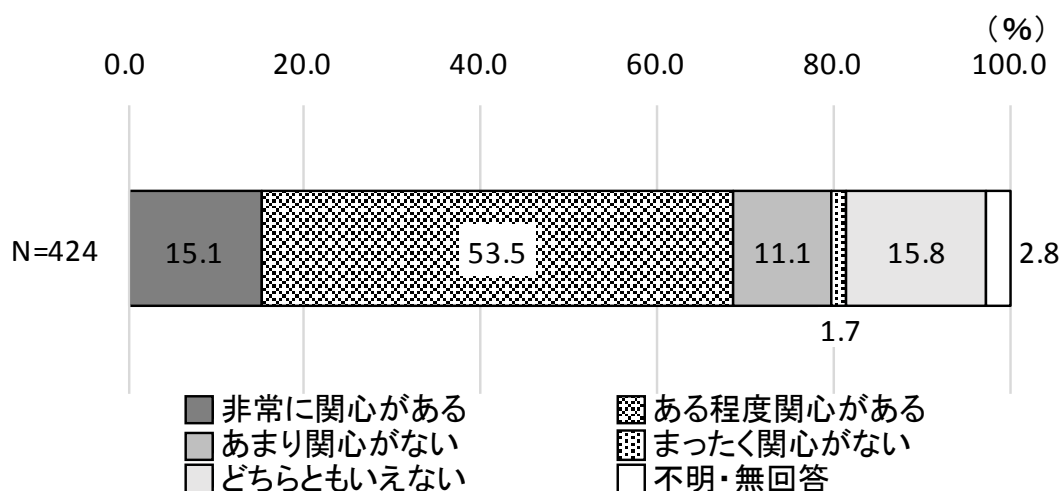
	件数 (件)	男性 (%)	女性 (%)	不明・無回答 (%)
全体	424	44.1	53.8	2.1

■年齢

	全体 (%)	男性 (N=187) (%)	女性 (N=228) (%)
20歳代	7.1	8.0	6.6
30歳代	14.2	10.7	17.5
40歳代	17.9	16.0	20.2
50歳代	19.6	20.3	19.7
60歳代	28.3	33.2	25.4
70歳以上	10.8	11.8	10.5
不明・無回答	2.1	0.0	0.0

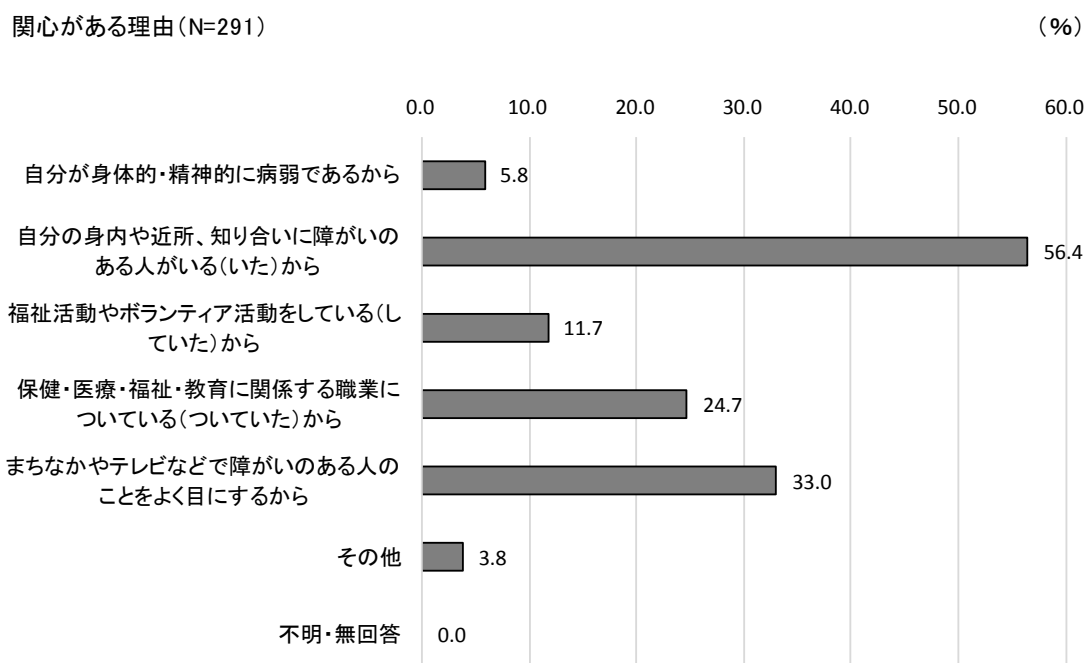
②障がい福祉に関心があるか (SA)

障がい福祉に関心があるかについてみると、「ある程度関心がある」が53.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が15.8%、「非常に関心がある」が15.1%となっています。



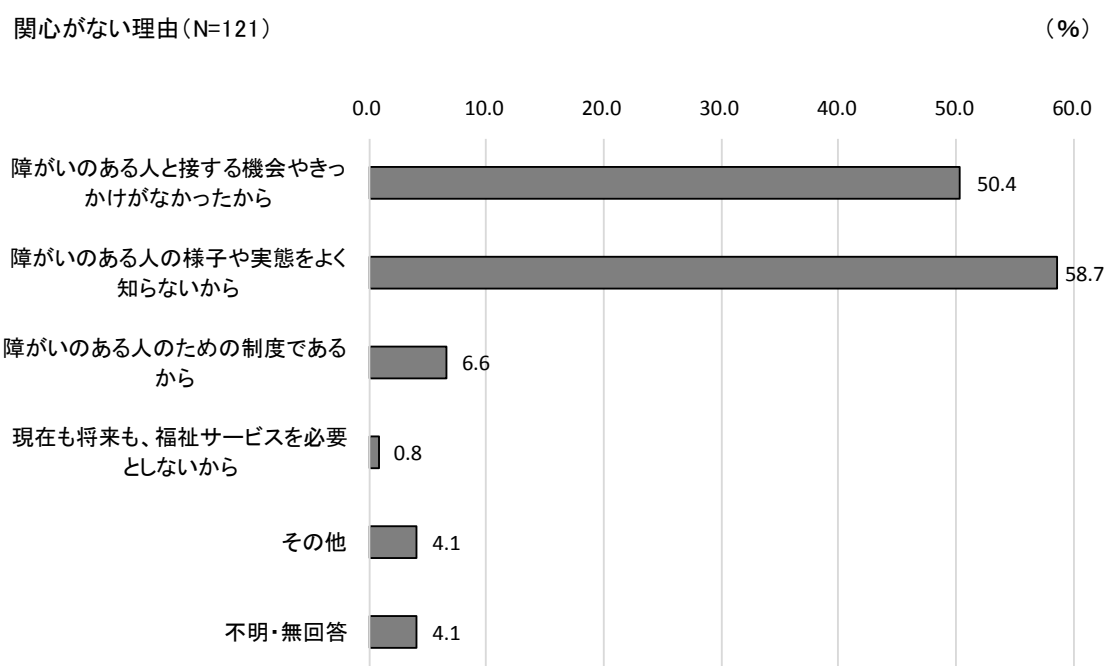
③関心がある理由 (MA)

障がい福祉に関心がある理由についてみると、「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある人がいる(いた)から」が56.4%と最も高く、次いで「まちなかやテレビなどで障がいのある人のことをよく目にするから」が33.0%、「保健・医療・福祉・教育に関係する職業についている(ついていた)から」が24.7%となっています。



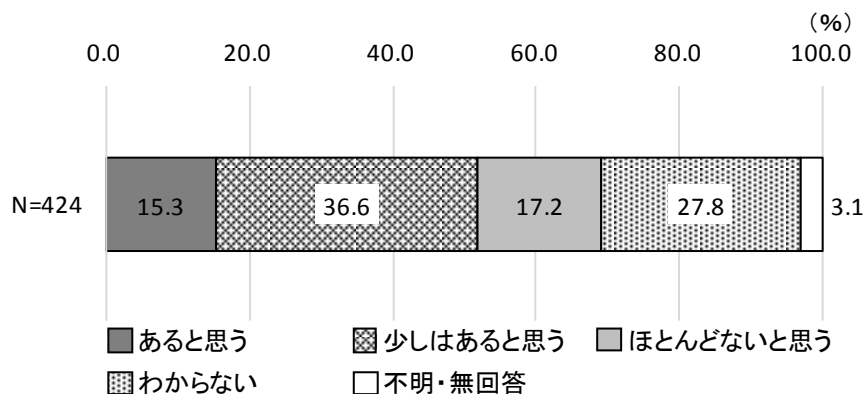
④関心がない理由 (MA)

障がい福祉に関心がない理由についてみると、「障がいのある人の様子や実態をよく知らないから」が58.7%と最も高く、次いで「障がいのある人と接する機会やきっかけがなかったから」が50.4%となっています。



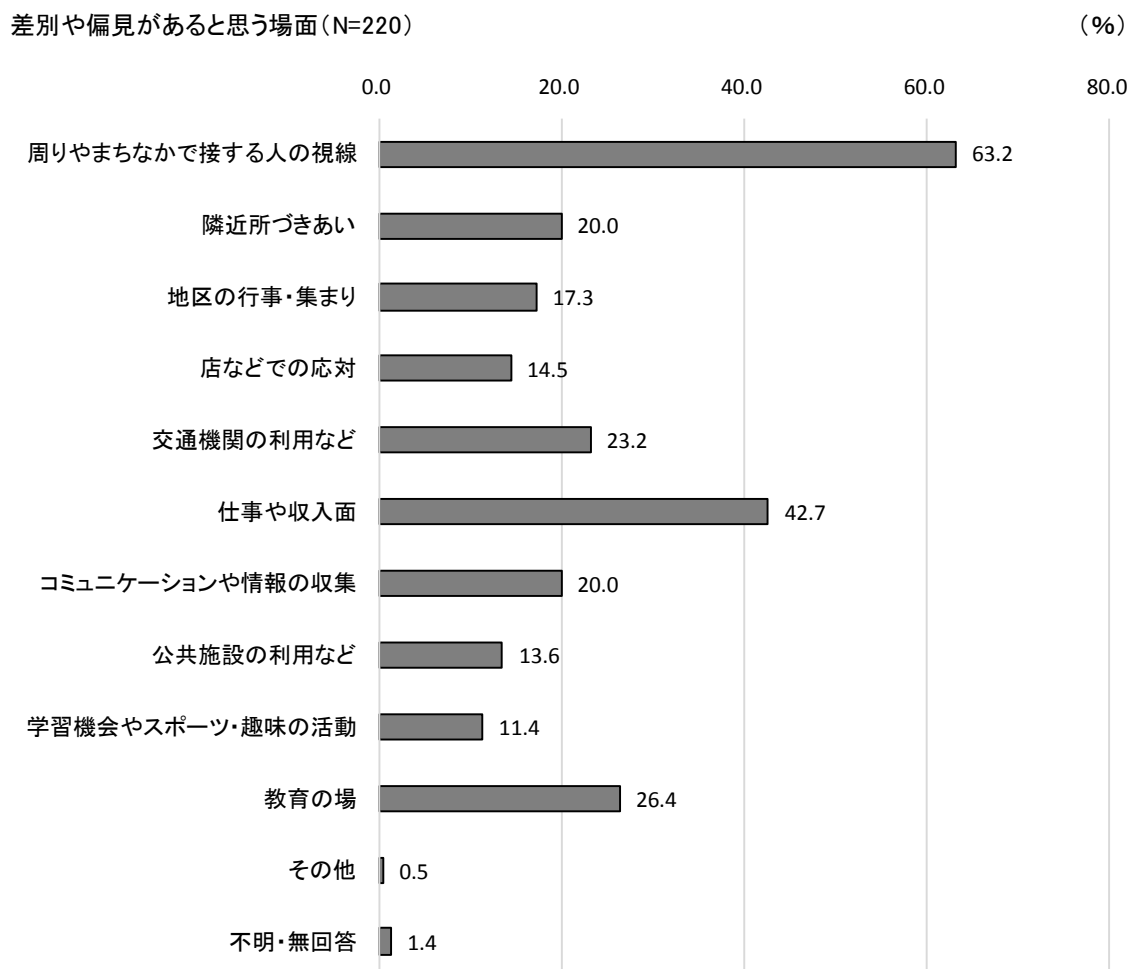
⑤いなべ市では、障がいのある人に対して差別や偏見があると思うか (SA)

障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについてみると、「少しはあると思う」が36.6%と最も高く、次いで「わからない」が27.8%、「ほとんどないと思う」が17.2%、「あると思う」が15.3%となっています。



⑥差別や偏見があると思う場面 (MA)

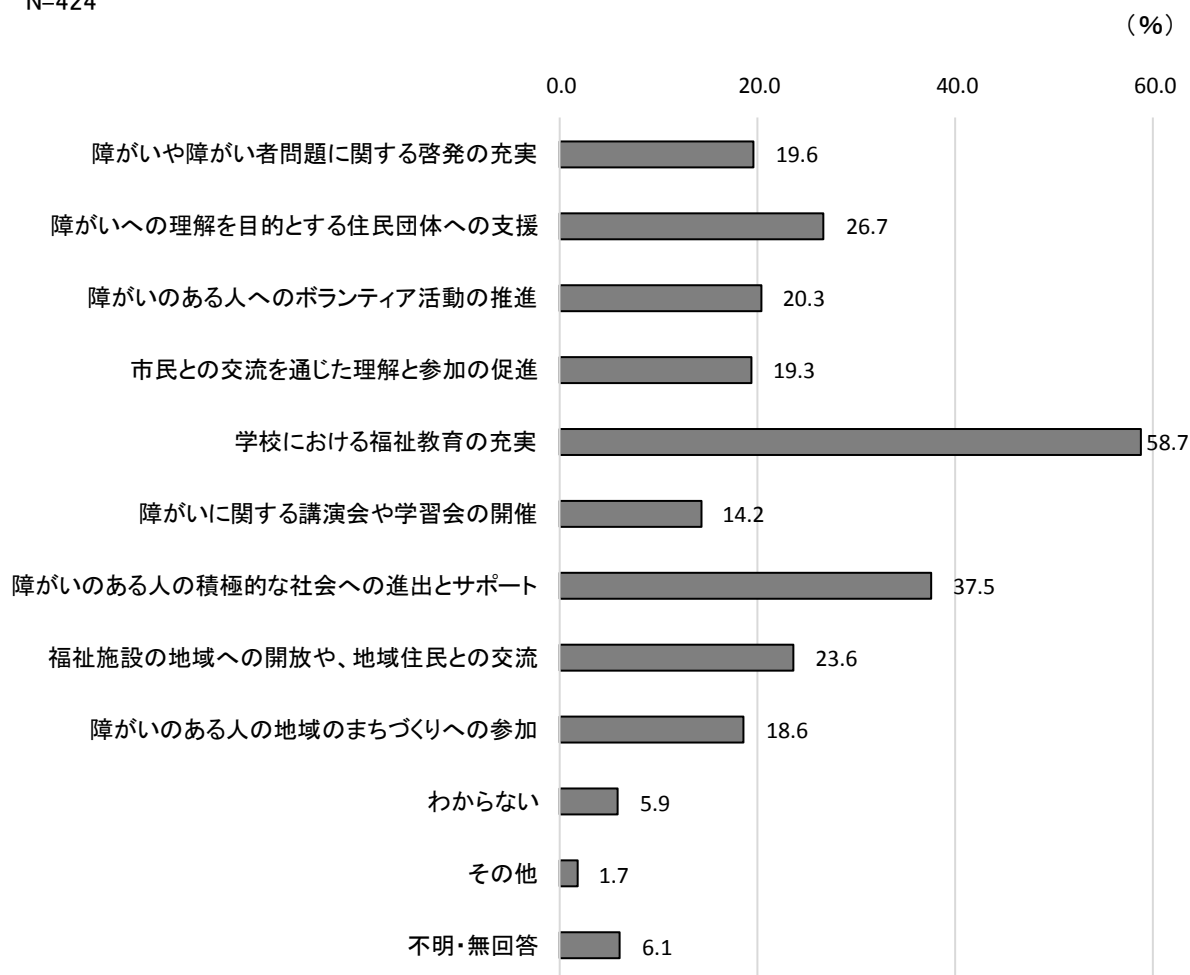
差別や偏見があると思う場面についてみると、「周りやまちなかで接する人の視線」が63.2%と最も高く、次いで「仕事や収入面」が42.7%、「教育の場」が26.4%となっています。



⑦障がいのある人への市民の理解を深めるために必要だと思うこと (MA)

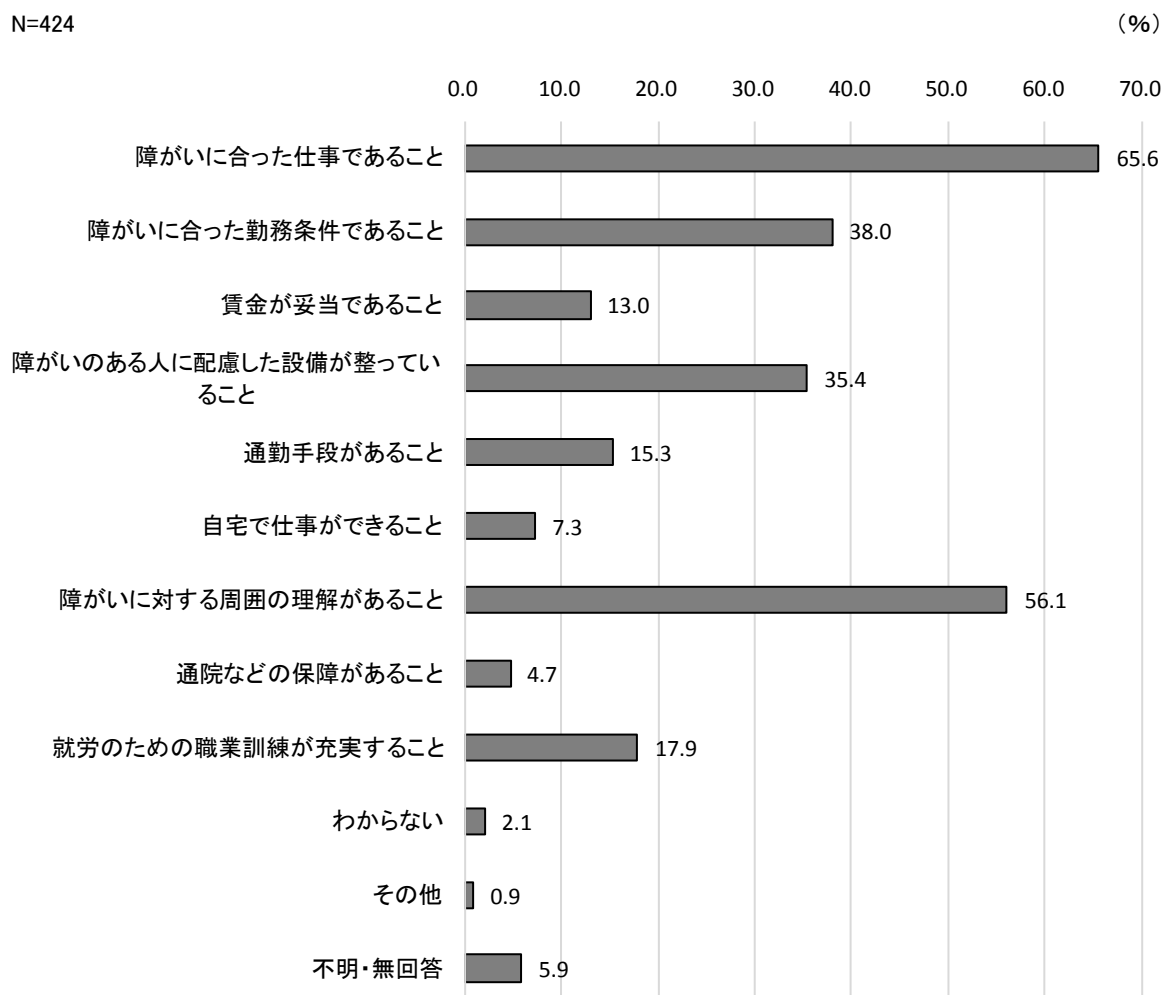
障がいのある人への市民の理解を深めるために必要だと思うことについてみると、「学校における福祉教育の充実」が58.7%と最も高く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出とサポート」が37.5%、「障がいへの理解を目的とする住民団体への支援」が26.7%となっています。

N=424



⑧障がいのある人が働くために、必要な条件か (MA)

障がいのある人が働くために、必要な条件についてみると、「障がいに合った仕事であること」が65.6%と最も高く、次いで「障がいに対する周囲の理解があること」が56.1%、「障がいに合った勤務条件であること」が38.0%となっています。



3. 計画の進捗状況

(1) 障がい者計画の進捗状況

①理解と交流の促進

【広報・啓発活動】

○市のホームページのリニューアルに伴い、音声読み上げソフトや、見やすい文字の活用により視覚障がいのある人にもやさしいホームページの作成に努めました。また、障がいのある人の意見を取り入れたホームページや、広報紙づくりを行うため、広報部会で定期的に議論を行いました。今後は、より多くの人にホームページや広報紙を利用してもらえるよう、認知度を高める工夫が必要です。

【交流機会の充実】

○パンやそば等の販売や、自主製作品の販売のほか、市主催のイベントや地元企業の祭り等の参加、地域住民と一緒にバザーを開催するなど、交流を行いました。

【理解促進・啓発】

- 学校における福祉教育を通して、点字や手話、車いす体験等の教室を開催し、子ども達の福祉体験の充実を図りました。
- 発達障がいへの理解促進のため、広報紙への特集記事の掲載や研修会の開催をしました。これからも継続的に取り組むとともに、平成28年度から施行された「障害者差別解消法」に明記されている合理的配慮への対応等の周知もまた、必要となっています。
- 手話奉仕員養成講座を平成27年度から行い、56名養成しました。

②自立した生活への支援

【障がい福祉サービスの充実】

- 平成27年度に就労移行支援事業所を開設しました。
- 平成29年度に親亡き後の生活の場として、グループホームの開設要望に応じて、7床のグループホームを建設しました。また重症心身障がい者の方が利用できる事業所含む2カ所の短期入所事業所を開設しました。一方で、医療的ケアが必要な人が利用できる短期入所事業所が少なく、医療型短期入所の充実が求められています。
- 訪問入浴サービス事業の利用回数を週1回から週2回に変更しました。
- 通院や社会参加促進のため、タクシー券をより使いやすいよう変更し、迎車券の導入と初乗り料金650円（従来630円から変更）分を助成しています。

【権利擁護】

- 社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業を行っており、平成 28 年度時点で 28 人が利用しています。今後は必要とする人が適切にサービスを利用できるように周知するだけでなく、面談の機会を設ける等の工夫が必要です。
- 単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているなかで、家族関係の希薄化による経済的虐待のケースも増加傾向にあり、成年後見制度の利用が必要な人が増えています。しかし、成年後見制度は依然として認知度が低く、また裁判所への提出書類も煩雑であることから、必要な支援が行き届いていないケースがみられます。

【相談支援体制の充実】

- 平成 28 年度から基幹相談支援センターを設置しました。また、委託相談事業所を 1 カ所から 3 カ所に増やし、身近な地域で相談できる体制を整備しました。

【災害対策】

- 自立支援協議会を通して、年 1 回の防災セミナーを行い、災害時要援護者名簿の整備と活用についての広報を実施しました。セミナーにおいては、事業所が福祉避難所として何ができるかを考える機会を提供してきました。また、自治会と協働して車いすの利用を踏まえた、避難所開設訓練を年 1 回（10～11 月）実施しており、間仕切り設置等の訓練を行いました。
- 災害発生時に、医師会や消防、警察署等、地域の関係機関が連携して、迅速かつ適切な医療が提供できるよう、医療体制の整備・充実に努めました。

【バリアフリー化の推進】

- バリアフリー新法や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいて、「ほくせい保育園」「大安びあハウス」「オレンジ工房あげき」の整備を行いました。また、市内の各施設の改修・修繕の時期に合わせて、スロープの設置やエレベーターの取替え等、誰もが利用しやすい施設整備を行いました。

③保健・医療体制の充実

【医療費の助成】

- 障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、医療費の助成を行ってきました。適用漏れの対象者がでないよう、引き続き周知に努める必要があります。

【医療体制の整備（健（検）診等による疾病の予防・早期発見・早期対応）】

- 各種健（検）診では、障がいのある人の受診日を設定するなど、受診しやすい環境づくりや、疾病の早期発見・早期治療ができるよう、フォロー体制の整備に取り組みました。しかし、未受診者の中には健康に無関心な人も多く、受診率向上のための取り組みを検討することが大切です。

【歯科治療の受診機会の充実】

- 障がいのある人が歯科治療を受けられるよう、桑員歯科医師会と連携して県が実施する「みえ歯ートネット事業」を行いました。しかし、訪問歯科診療については、機材の運搬に限界があるため、専門的な治療を行うことができないという課題もあります。また、親の高齢化に伴い、付き添いが困難になってきており、その対応が求められています。

④保育・教育体制の充実

【教育現場における相互交流】

- 特別支援学校に通う生徒と、市内の6小学校において、児童生徒同士の交流を行っています。校区内に障がい者通所施設がある学校では、「未来いなべ科」等の学習を行い、交流を図ってきました。

【放課後等の療育訓練】

- 放課後等デイサービスを実施している事業所は平成 25 年度時点ではありませんでしたが、平成 29 年度では4カ所までに増え、事業所不足は解消されました。またその内、肢体不自由児の受け入れを行う事業所が1カ所開設しました。

【切れ目のない支援体制の整備】

- 新生児期から義務教育終了時まで、子育て支援センター、保育所をはじめとする関係各課と連携することで、切れ目のない支援体制が図られています。しかし、義務教育終了後については、支援が途切れやすく、就労にまで繋がっていないという課題があります。

⑤雇用支援と就労支援

【雇用に積極的な企業や事業所の拡大】

- 市内の企業訪問を実施し、障がいのある人の実習受け入れや雇用についての理解を求めてきました。引き続き、障がい者雇用への理解や、障がいについての正しい理解を深めていく必要があります。
- 障がい者雇用に向けて、パンフレットや広報紙等を通じて周知・啓発を行いました。

【行政における雇用の促進】

- 行政において、障がい者採用枠として平成 27 年度に正規職員を1名、平成 29 年度に非常勤職員を1名採用しました。

(2) 障がい福祉計画の進捗状況

①障がい福祉サービスの利用実績

障がい福祉サービスの利用実績についてみると、「自立訓練（機能訓練）」において、平成27年度と平成28年度で目標値を大きく上回っています。また、「行動援護」「生活介護」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」「計画相談支援」は概ね計画値通りの利用となっています。

区分			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
			実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比
訪問系サービス	居宅介護	時間	595	786	75.7%	565	864	65.4%	536	951	56.4%
		人	31	34	91.2%	32	37	86.5%	28	40	70.0%
	重度訪問介護	時間	0	0	-	0	0	-	0	90	0.0%
		人	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
	同行援護	時間	94	146	64.4%	86	175	49.1%	93	210	44.3%
		人	7	9	77.8%	7	10	70.0%	8	12	66.7%
行動援護	時間	86	75	114.7%	82	75	109.3%	83	75	110.7%	
	人	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%	
日中活動系サービス	生活介護	人日	1,951	1,871	104.3%	2,019	1,909	105.8%	2,119	1,947	108.8%
		人	103	100	103.0%	106	105	101.0%	111	110	100.9%
	自立訓練（機能訓練）	人日	38	21	181.0%	36	21	171.4%	16	42	38.1%
		人	3	1	300.0%	3	1	300.0%	1	2	50.0%
	自立訓練（生活訓練）	人日	35	70	50.0%	45	84	53.6%	63	98	64.3%
		人	3	5	60.0%	3	6	50.0%	5	7	71.4%
	就労移行支援	人日	70	100	70.0%	29	100	29.0%	12	140	8.6%
		人	5	5	100.0%	3	5	60.0%	1	7	14.3%
	就労継続支援（A型）	人日	382	335	114.0%	446	429	104.0%	476	549	86.7%
		人	21	20	105.0%	25	22	113.6%	26	25	104.0%
	就労継続支援（B型）	人日	936	913	102.5%	1,003	940	106.7%	1,123	968	116.0%
		人	54	55	98.2%	58	60	96.7%	63	65	96.9%
療養介護	人	7	7	100.0%	8	7	114.3%	8	7	114.3%	
短期入所	人日	163	219	74.4%	151	261	57.9%	175	385	45.5%	
	人	30	26	115.4%	28	27	103.7%	31	35	88.6%	
サービス系	共同生活援助（グループホーム）	人	32	37	86.5%	31	38	81.6%	38	60	63.3%
	施設入所支援	人	30	28	107.1%	32	27	118.5%	31	26	119.2%
相談支援	計画相談支援	人	266	260	102.3%	272	270	100.7%	281	280	100.4%
	地域移行支援	人	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	3	0.0%
	地域定着支援	人	2	4	50.0%	0	5	0.0%	2	5	40.0%

※計画比率が100.0%以上を塗りつぶしています

②障がい児支援サービスの利用実績

障がい児支援サービスの利用実績についてみると、全体的に高い利用率となっています。「放課後等デイサービス」については、事業所数の増加に伴い、一人あたりの利用日数以上に、利用人数が著しく増加しています。

区分			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
			実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比
障がい児サービス支援	児童発達支援	人日	20	9	222.2%	40	12	333.3%	24	15	160.0%
		人	5	3	166.7%	6	4	150.0%	5	5	100.0%
	放課後等デイサービス	人日	368	290	126.9%	492	478	102.9%	586	789	74.3%
		人	27	35	77.1%	39	37	105.4%	46	40	115.0%
	障がい児相談支援	人	44	38	115.8%	55	41	134.1%	58	45	128.9%

③地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業についてみると、相談支援事業については概ね計画値通りとなっています。「手話奉仕員養成・研修事業」の実績値は計画値を大きく上回っているものの、「手話通訳者数」の実績値は横ばいで推移しています。

区分			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
			実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比
相談支援事業											
	地域相談支援センター	か所	1	1	100.0%	3	1	300.0%	3	1	300.0%
	障害者虐待防止センター	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	地域自立支援協議会	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	成年後見制度 利用支援事業	人	0	0	-	0	0	-	0	1	-
	基幹相談支援センター	か所	0	0	-	1	0	-	1	1	100.0%
意思疎通支援事業											
	手話通訳者数 (いなべ市及び東員町)	人	26	24	108.3%	26	34	76.5%	26	44	59.1%
	実派遣件数 (いなべ市のみ)	件	109	70	155.7%	65	72	90.3%	70	75	93.3%
	手話奉仕員養成・研修事業	件	20	10	200.0%	16	10	160.0%	20	10	200.0%
日常生活用具給付事業											
	介護・訓練支援用具	件	1	5	20.0%	9	5	180.0%	5	5	100.0%
	自立生活支援用具	件	11	10	110.0%	3	10	30.0%	3	10	30.0%
	在宅療養等支援用具	件	6	10	60.0%	7	10	70.0%	3	10	30.0%
	情報・意思疎通支援用具	件	9	10	90.0%	6	10	60.0%	2	10	20.0%
	排泄管理支援用具	件	861	800	107.6%	833	800	104.1%	656	800	82.0%
	住宅改修費	件	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	1	200.0%
	重度障がい者 バリアフリー支援機器	件	0	0	-	0	0	-	0	0	-
移動支援事業		か所	10	10	100.0%	6	10	60.0%	10	10	100.0%
		時間	3,121	3,000	104.0%	3,335	3,200	104.2%	3,400	3,400	100.0%
		人	58	60	96.7%	59	62	95.2%	60	65	92.3%

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比	実績値	目標値	対計画比	
その他のサービス										
日中一時支援	実施か所数	25	20	125.0%	19	20	95.0%	20	20	100.0%
	実利用者数	63	60	105.0%	59	62	95.2%	60	65	92.3%
訪問入浴サービス事業	実利用者数	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	利用日数	99	90	110.0%	64	90	71.1%	90	90	100.0%
障害者職親委託制度事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
自動車運転免許 取得・改造助成事業	件	5	2	250.0%	1	2	50.0%	2	2	100.0%
うち 運転免許取得	件	5	1	500.0%	0	1	0.0%	1	1	100.0%
うち 改造助成事業	件	0	1	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
生活行動訓練事業	実利用者数	15	14	107.1%	16	14	114.3%	16	16	100.0%
視覚障害者生活訓練事業	実利用者数	9	9	100.0%	9	9	100.0%	9	10	90.0%
障がい者日常生活訓練 事業(ルート事業)	実利用者数	6	5	120.0%	7	5	140.0%	7	6	116.7%

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

前回計画において、「みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ」を基本理念に掲げ、各施策を展開してきました。

本計画における基本理念は、障がいのある人の現状やアンケート調査の結果を踏まえるとともに、障がい福祉策の継続性を鑑み、以下の通りとします。

生きがいと支え合いで 笑顔あふれるまち いなべ

2. 計画の基本的視点

視点1 思いやりのあるまちづくり

障がいのある人の特性や障がいへの正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。一人ひとりの意思が尊重されるよう、人権の遵守と啓発を図ります。

視点2 安心して生活できるまちづくり

障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、各種事業所と連携して、障がい福祉サービスの充実を図り、生活しやすいまちづくりを推進します。また、生活習慣病等の予防、治療の推進、障がいや疾病の早期発見と早期治療に努めます。さらに、障がいのある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

視点3 生きがいのある生活を送るための支援

障がいのある人の経済的自立と生きがいづくりを支えるため、就労機会の確保に向けた取り組みや職場における障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して、障がいのある人が気軽に社会参加できる体制整備をめざします。

視点4 障がいのある子どもへの支援

乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備に努めます。

3. 計画の基本目標

基本目標 1 障がいに対する理解と配慮の推進

障がいのある人の特性や障がいへの正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、障がいがあることで、ハンディキャップとならないよう、合理的配慮を推進していきます。

基本目標 2 保健・医療体制の整備

障がいの要因となる疾病等の予防、治療の推進、障がいや疾病の早期発見と早期治療に努めます。また、障がいの要因となる疾病の予防と、重度化防止のためにも、必要な医療を受けることができるように、医療体制の充実を図ります。

基本目標 3 安心した生活を送るための支援

障がいのある人、一人ひとりのニーズに対応できるよう、各種支援制度の充実や地域生活を支えるサービス提供体制の整備に取り組み、安全・安心のまちづくりを推進します。

基本目標 4 社会参加の促進と充実

障がいのある人が、生きがいを持ち、いきいきとした生活を送ることができるよう、生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに取り組める環境を整えるとともに、就労の場の確保に取り組みます。また、さまざまな社会参加の機会を通して仲間づくりができるよう、社会参加の促進等の取り組みを推進します。

基本目標 5 教育・保育の充実

一人ひとりの健やかな成長を促すため、障がいの状況に応じた療育体制を整えることが大切です。就学前から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備と、インクルーシブ教育の普及に努めます。

4. 計画の施策体系

基本理念

生きがいと支え合いで 笑顔あふれるまち いなべ

基本的視点

思いやりのある
まちづくり

安心して
生活できる
まちづくり

生きがいのある
生活を送るための
支援

障がいのある
子どもへの支援

基本目標

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

- ①障がいのある人への正しい理解と啓発の促進
- ②相談支援体制の充実
- ③わかりやすい情報提供体制の構築
- ④権利擁護の推進
- ⑤差別の解消
- ⑥障がいのある人に対する虐待の防止

基本目標2 保健・医療体制の整備

- ①健康づくりの推進
- ②医療体制の充実
- ③障がいの予防と早期発見・早期療育の推進

基本目標3 安心した生活を送るための支援

- ①福祉サービスの充実
- ②生活支援の拡充
- ③福祉マンパワーの活用
- ④バリアフリーの推進
- ⑤防災・防犯対策の充実

基本目標4 社会参加の促進と充実

- ①社会参加と交流の促進
- ②生涯学習活動の推進
- ③就労支援、就労継続支援の充実

基本目標5 教育・保育の充実

- ①就学前児童への支援
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③途切れのない支援体制の整備

第4章 障がい者計画

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

方針

市民一人ひとりが地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う思いやりを持ったまちをつくっていきます。これまでに十分社会参加できなかつた障がいのある人たちが参加しやすい環境を整え、全員参加型の社会、「共生社会」の構築をめざします。

本市では、平成28年度に「障がい者総合相談支援センターそういん」へ基幹相談支援センターを委託設置し、年齢、障がいの程度、障がい種別ごとに異なる生活場面での問題に対して、総合的かつ連続性のある相談支援体制の充実に取り組んできました。今後も、「障がい者総合相談支援センターそういん」を中心に各相談支援事業所との連携を強化します。

また、ホームページの音声読み上げソフトの導入や、視覚障がいのある人にも優しい文字に対応するなど、市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ等のさまざまな媒体で障がいの特性に配慮した情報提供を推進しています。今後はさらに合理的配慮に基づいた情報の提供を進めます。

「障害者虐待防止法」に基づき、相談、通報窓口を設置しています。虐待を未然に防止するために関係機関との連携を密にし、支援サービスを活用しつつ適切な対応ができるよう推進します。

人権研修等を通して、障がいのある人への差別解消に向けて、引き続き理解促進啓発を実施します。

施策の体系

基本目標1

障がいに対する理解と配慮の促進

	障がいのある人への正しい理解と啓発の促進
	相談支援体制の充実
	わかりやすい情報提供体制の構築
	権利擁護の推進
	差別の解消
	障がいのある人に対する虐待の防止

(1) 障がい者への正しい理解と啓発の促進

No.	施策名	施策内容	担当課
1	理解・啓発に向けた取り組みの充実	人権連続講座の開催や、市民による人権機関「メシエしいなべ」と連携した人権週間期間中の街頭啓発活動や、「市民人権フェスティバル」等の機会を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、周知方法を工夫し、多くの市民の参加を促します。 庁内や事業所においては、研修等の機会を通じた啓発を行います。	社会福祉課 人権福祉課 職員課
2	発達障がいに対する理解の促進	発達障がいの早期発見・早期支援につなげます。 「子育てハンドブック」やチャイルドサポートに関するパンフレット等を活用して情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。 障がい子育て支援事業の周知に努め、参加促進を図ります。	社会福祉課 学校教育課 発達支援課 児童福祉課
3	学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会と学校とが連携し、福祉協力を中心として点字や手話、車いす体験等の各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。 総合学習を通して、福祉教育の推進を図ります。	学校教育課

(2) 相談支援体制の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
4	身近な相談員による相談体制の充実	身近な相談員である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、「心配ごと相談」、「人権相談」、障がい者相談員による相談等の各種相談窓口の周知に努めます。 委託相談事業所を1カ所から3カ所に増やしましたが、現在も相談員不足が課題となっており、相談員の増員に努めます。	社会福祉課 人権福祉課
5	専門機関との連携	児童相談所、障がい者相談支援センター、こころの医療センター等の専門機関との連携を図り、円滑な相談支援を実施します。	社会福祉課
6	基幹相談支援センターの充実	障がいのある人への総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制を充実するため、基幹相談支援センターの機能充実に努めます。	社会福祉課

(3) わかりやすい情報提供体制の構築

No.	施策名	施策内容	担当課
7	障がいのある人向けの広報等による情報提供	障がいのある人が、市の情報を容易に得ることができるよう、「声の広報」の配布や読み上げ装置（日常生活用具）の給付等を通じて、情報提供に努めるとともに、広く利用を促すため、周知に努めます。	社会福祉課 広報秘書課
8	情報提供体制の整備	障がいのある人の意見を取り入れたホームページ、広報紙を作成するため、定期的に広報部会で議論を行うなど、制度やサービスについて、わかりやすい情報提供ができる体制を整備します。	社会福祉課 広報秘書課
9	広報活動の充実	障がい福祉の制度やサービスの概要等をまとめた「福祉のしおり」を作成し、手帳交付時や窓口での相談時に配布します。 民生委員・児童委員や障がい者団体等の支援者への説明の際に、障がい福祉に関する制度の周知を図ります。	社会福祉課

(4) 権利擁護の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
10	権利擁護の推進	知的障がい、精神障がいのある人等、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談等を行う日常生活自立支援事業の制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課 長寿福祉課
11	いなべ市 成年後見制度利用 支援事業の推進	障がいにより判断能力が十分でない人の自己決定の尊重と権利擁護を図るため、成年後見制度について、相談窓口の周知や制度の普及啓発を図るとともに、対象者の把握に努め、事業の利用促進を図ります。	社会福祉課 長寿福祉課

(5) 差別の解消

No.	施策名	施策内容	担当課
12	合理的配慮の推進	「障害者差別解消法」の施行に伴い、合理的配慮の提供が義務付けられたことから、庁内での合理的配慮の提供を進めるとともに、職員に対して制度の周知を行ないます。 平成28年2月に策定した職員対応要領に基づき、事務や事業を行うにあたり、職員一人ひとりが障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	社会福祉課 学校教育課
13	合理的配慮の周知	リーフレットの配布、ホームページや広報紙等を活用して、市民や各種事業所に対して、合理的配慮の周知を図ります。	社会福祉課

(6) 障がいのある人に対する虐待の防止

No.	施策名	施策内容	担当課
14	虐待防止に向けた取り組みの充実	障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援を行うことができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、研修等による対応職員の資質向上に努めます。 学校、保育園において、虐待に対する認識を高め、早期に適切な対応が取れるよう、関係機関と連携し、虐待防止の取り組みを進めます。	社会福祉課 家庭児童相談室

基本目標2 保健・医療体制の整備

方針

障がいのある人が、安心して住みなれた地域で生活を続けるためには、保健・医療体制や適切な障がい福祉サービスが確保されることが必要不可欠です。

障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、救急医療も含めた医療体制の充実を図ります。

障がいの早期発見は、重度化の防止につながります。各種健（検）診や、健診後のフォローアップの充実を図り、疾病の早期発見と予防に努めます。

施策の体系

基本目標2

保健・医療体制の整備

	健康づくりの推進
	医療体制の充実
	障がいの予防と早期発見・早期療育の推進

(1) 健康づくりの推進

No.	施策名	施策内容	担当課
15	健康増進の支援	幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実に取り組むとともに、医療が必要な場合は医療機関につなげます。	健康推進課
16	歯科治療の受診機会の確保	障がいのある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに、訪問歯科診療等により、歯科診療の受診機会の確保に努めます。	健康推進課

(2) 医療体制の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
17	救急医療体制の充実	いなべ医師会の在宅医当番制度、病院群輪番制病院制度、いなべ総合病院救急医療事業に対して財政支援を行い、救急医療体制の充実を図ります。	健康推進課
18	医療費の助成	障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、医療費助成制度の周知と適正な助成に努めます。	保険年金課

(3) 障がいの予防と早期発見・早期療育の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
19	各種健診・予防接種の実施	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健(検)診、予防接種を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。	健康推進課
20	早期療育体制の整備	早期の適切な療育の実現に向けて、病院や発達支援センター等との連携強化を図ります。	保育課 児童福祉課 健康推進課 発達支援課

基本目標3 安心した生活を送るための支援

方針

障がいのある人が安心して生活を送るためには、福祉サービスの充実のもとより、支援する福祉人材の確保が必要です。将来にわたってさまざまな福祉ニーズに対応できる人材を安定して確保するとともに、研修等を通して、一人ひとりの資質の向上に努めます。

現在本市では、「ほくせい保育園」「大安びあハウス」「オレンジ工房あげき」をはじめ、市内の各施設の改修・修繕の時期に合わせて、段階的にバリアフリー化を進めています。引き続き、「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいた整備を進め、誰もが利用しやすい環境を整えていきます。

安全・安心に暮らせるまちづくりとして、近年発生している大規模災害の教訓を活かし、防災に備えて普段から防災に対する意識の啓発と、防災体制の整備をすることが大切です。また、昨今の複雑化する犯罪に巻き込まれないよう、防犯ボランティア団体との情報交換を密にし、連携を強化します。

施策の体系

基本目標3

安心した生活を送るための支援

	福祉サービスの充実
	生活支援の拡充
	福祉マンパワーの活用
	バリアフリーの推進
	防災・防犯対策の充実

(1) 福祉サービスの充実

No.	施策名	施策内容	担当課
21	訪問系サービスの充実	自立支援協議会を通じて事業所の誘致に取り組むとともに、訪問系サービスの充実を図り、障がいのある人の居宅での生活を支援します。	社会福祉課
22	日中活動系サービスの充実	障がいのある人の状況に応じて、生活介護や自立訓練等のサービスを提供します。	社会福祉課
23	居住系サービスの充実	障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの開設を推進します。	社会福祉課

No.	施策名	施策内容	担当課
24	地域生活支援事業の推進	障がいのある人や介護者の地域生活を支援するため、日中一時支援事業や移動支援事業等の地域生活支援事業の充実に努めます。	社会福祉課
25	家族介護者への支援	短期入所事業等の充実に図り、障がいのある人を介護している家族の負担軽減に努めます。	社会福祉課
26	福祉サービスの質の向上	自立支援協議会を通じて事業者間の情報共有や連携を図り、質の高いサービスを提供できるよう支援するとともに、相談支援専門員の確保に努めます。	社会福祉課

(2) 生活支援の拡充

No.	施策名	施策内容	担当課
27	交通費の助成	タクシー料金を助成し、障がいのある人の外出を支援します。また、利用者のニーズを把握し、1回当たりの利用枚数の緩和を検討します。	社会福祉課
28	障がいのある人の地域移行	障がいのある人の地域生活への移行・定着に向け、受け皿となるグループホームの開設を推進するとともに、在宅サービスの充実に努めます。 重度の利用者や、退院・退院後に利用できる福祉サービスの充実に図ります。	社会福祉課
29	自立支援協議会の充実	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関の連携を強化し、中心的役割を担う自立支援協議会の充実に努めます。	社会福祉課

(3) 福祉マンパワーの活用

No.	施策名	施策内容	担当課
30	福祉事業従事者の確保と質の維持・向上	ホームヘルパーや手話通訳・要約筆記奉仕員等、障がいのある人が地域で生活する上で欠かせない福祉人材の確保のため、関係団体・施設と連携した人材確保施策の展開や、研修等を行います。	社会福祉課
31	ボランティアに関する情報提供体制の充実	NPO、ボランティア団体への活動支援を行い、市民活動の場を創出します。 障がいのある人やその介護者からの個々の要望や課題に迅速に対応できるよう、市民活動センター事業の運営支援を行います。 ボランティア等への参加意欲のある市民に対し、情報の提供や講座の開設等の支援を行います。	市民活動課

(4) バリアフリーの推進

No.	施策名	施策内容	担当課
32	公園、道路等のバリアフリー化の推進	都市公園、道路等の改修や整備時においては、誰もが利用しやすいよう、「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいて、バリアフリー化を進めます。	都市整備課 建設課
33	誰もが利用しやすい公共交通機関の整備	福祉バス等の公共交通機関について、誰もが利用しやすいように利便性・安全性の向上に努めます。	交通政策課
34	施設のバリアフリー化の推進	「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、新設・既存施設のバリアフリー化を推進します。	生涯学習課 保育課 社会福祉課 長寿福祉課

(5) 防災・防犯対策の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
35	防災情報の提供体制の整備	災害時要援護者避難支援制度を推進し、地域の共助により防災に関する情報を、障がいのある人へ直接伝達できる体制を構築します。	危機管理課
36	避難行動要支援者に対する支援体制の整備	避難訓練等へ障がいのある人の参加促進に努めます。避難行動要支援者名簿の周知と整備を進めるとともに、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。 避難行動要支援者名簿をもとに関係者と連携し、具体的な避難方法についての個別計画を策定します。	危機管理課
37	災害時における医療体制の整備	桑員地域の災害時医療体制協議会を中心に、地域の医師会や消防・警察等と連携を図り、地域における災害時の医療体制の整備・充実を図ります。	健康推進課
38	福祉避難所の整備	指定避難所について、障がいのある人に配慮した避難所と施設本来の機能が両立する方策を検討するとともに、災害時要支援者対策用資機材の整備を進めます。福祉避難所の協定を結んだ事業所が災害時に機能するよう、実際の災害を想定した具体的な行動を検討します。	社会福祉課 長寿福祉課
39	防犯体制の啓発、防犯活動	定期的にいなべ市生活安全協議会を開催し、関係機関、防犯団体との連携強化を図ります。 防犯ボランティアの新規結成や自治会活動を促進し、防犯活動の推進に努めます。	総務課
40	災害弱者への理解の促進	災害時の避難等に支援が必要な障がいのある人を、自治会等で支援する必要性を周知するとともに、被災者による自助・共助についての講演会を実施するなど、防災についての啓発を継続的に行います。	社会福祉課

基本目標4 社会参加の促進と充実

方針

障がいのある人が生きがいを持ち、いきいきとした生活を送ることができる環境を整える必要があります。就労は社会参加の場のひとつであり、収入を得て地域で生活するための大切な社会活動です。アンケート調査では、市が重点的に取り組むべき施策として、「仕事につけるように手助けすること」が最も高い回答となっており、就労に対する支援が求められています。また、社会参加を望む障がいのある人に対し、さまざまな社会参加の機会を提供し、多くの人との交流を通して障がいに対する理解を深めます。

さらに、障がいのある人の感性やさまざまな能力をいかすことができる生涯学習を推進します。

施策の体系

基本目標4

社会参加の促進と充実

	社会参加と交流の促進
	生涯学習活動の推進
	就労支援、就労継続支援の充実

(1) 社会参加と交流の促進

No.	施策名	施策内容	担当課
41	地域交流の促進	障がいのある人との交流やふれあい等、障がいのある人とともに活動する機会の充実に努めます。	社会福祉課
42	外出支援の充実	障がいのある人が、安全に安心して外出できるよう外出支援のサービス等の充実に図ります。	社会福祉課

(2) 生涯学習活動の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
43	スポーツ活動への参加機会の充実	障がいのある人のスポーツへのニーズに対応するため、体育協会等のスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。	社会福祉課 生涯学習課
44	文化・芸術活動への参加機会の充実	文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者等を派遣するなど、障がいのある人に対応した教室や講座を開催するよう努めます。また、中央図書館において、大活字本及び点字図書等の充実に図ります。	社会福祉課 生涯学習課

(3) 就労支援、就労継続支援の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
45	企業等における理解の促進	障がいのある人や、障がいの特性についての理解促進を進め、障がいのある人が就労できる環境の整備に努めます。 ホームページや広報紙において、障がいのある人の雇用についての情報や「障害者雇用支援月間」、法定雇用率等の周知を図ります。	社会福祉課 商工観光課
46	一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行に向けて、基礎的な訓練や事業所や企業における作業実習、適正に応じた職場探し、就労後の支援等、一般就労に向けた支援を行うとともに、障がいのある人の一般就労への意欲を向上のためにできる取り組みを検討します。 日常生活訓練事業（ルート事業）により、通勤や身の回りのことを行う能力の向上に取り組み、障がいのある人やその家族の不安を解消し、一般就労に向けた支援を行います。	社会福祉課
47	行政における雇用支援	定員管理適正化計画に基づく職員数の範囲内において、障がいのある人の採用を計画的に進めます。また、職場環境の整備と障がいの程度に応じた業務の確保・整理を行い、障がいの有無に関わらず、働きやすい環境を整えます。	職員課
48	福祉的就労の充実	障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、工賃の向上策を検討するとともに、ニーズに合った創作活動、生産活動の機会を提供し、活動の充実を支援します。また、事業所と協力し、通所手段の充実を図ります。 「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、行政のみならず、多くの企業等へ啓発を行い、販路の拡大を図ります。	社会福祉課

基本目標5 教育・保育の充実

方針

一人ひとりの健やかな発達を促すために、それぞれの障がいの状況に応じた療育体制を充実させることが大切です。

就学前から卒業後まで、切れ目のない支援体制を整備し、学校教育においても障がいの有無に関わらずともに学べる環境づくりを進めていきます。そうした教育を提供できるよう、保護者への子育て支援の充実や、教育関係者の資質向上を推進します。

施策の体系

基本目標5

教育・保育の充実

	就学前児童への支援
	インクルーシブ教育の推進
	途切れのない支援体制の整備

(1) 就学前児童への支援

No.	施策名	施策内容	担当課
49	障がい児への支援	<p>発達障がいの早期発見、早期療育を行うため、発達支援センターや病院、保育園等各種関係機関との連携を強化します。3歳以上の障がいのある子どもに対し、発達チェックリストに基づいた発達確認を行い、個別指導計画を作成します。</p> <p>在園児を対象とした小集団型療育教室、未就園児を対象にした親子療育教室を行い、発達を支援します。</p> <p>障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、日中一時支援事業所、放課後等デイサービスの充実に努めます。</p> <p>身近な療育の場として、障がいのある子どもに基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実を図ります。</p>	社会福祉課 保育課 児童福祉課 健康推進課 発達支援課
50	保護者への子育て支援	<p>障がいのある子どもの保護者に対し、相談の機会、保護者同士の交流や活動、学習の場を提供することで、育児の不安や悩みを解消し、精神的負担の軽減を図ります。</p>	社会福祉課 健康推進課 発達支援課

No.	施策名	施策内容	担当課
51	保育士等の 資質向上	県や関係機関が開催する研修会に積極的に参加するとともに、言語聴覚士や県特別支援学校教諭による巡回研修・相談の機会を捉え、専門的な知識の習得を図ります。	保育課
52	障がい児相談支援 体制の充実	子育てガイドブック等を活用し、県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、学校、保育園等の身近な機関で相談することにより、適切な支援を受けられる体制を整備します。 子育て支援センターに来所できない保護者の支援策として、地域の公民館や空き地を利用した「出前広場」や「出前テント広場」事業を継続実施します。 チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザーや臨床心理士・言語聴覚士等の専門職による相談支援を実施します。また、障害児相談支援専門員と連携を図ります。	社会福祉課 保育課 児童福祉課 健康推進課 発達支援課
53	保育所等訪問支援	児童福祉課と発達支援課が連携し、保育園に通っている障がいのある子どもに対し、チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザー、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による訪問指導を実施します。	児童福祉課 発達支援課
54	多様な保育 サービスの充実	個々の状況に合った支援ができるよう、受け入れ園のバリアフリー化に努めるとともに、特別支援保育コーディネーターが中心となり、園内支援検討会を開催するなど、職員の資質向上を図り、柔軟な受け入れ体制を整備します。	保育課

(2) インクルーシブ教育の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
55	特別支援教育の充実	適正な就学指導を行うとともに、特別支援コーディネーターの研修等の充実を図ります。	学校教育課
56	教育上の相互理解	障がいについての理解を深めるため、小学校において、障がい者通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。	学校教育課
57	学校施設、設備、教育備品の改善	学校施設のバリアフリー化を進めるため、校舎改修時に「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいて整備します。 特別支援学級の教材備品について、予算措置を行い、教材等の充実を図ります。	学校教育課 教育総務課
58	教員の専門性の向上	特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ、全職員の資質向上のため、研修等の充実を図ります。 また、特別支援教育支援員の確保に努めます。	学校教育課

(3) 途切れのない支援体制の整備

No.	施策名	施策内容	担当課
59	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	福祉関係機関及び教育関係機関等が連携を強化し、チャイルドサポート事業の充実にも努めるとともに、義務教育終了から就労に至る支援を強化します。	社会福祉課 健康推進課 発達支援課 学校教育課 保育課 児童福祉課
60	ハピネスファイルの活用	個人用の相談支援ファイル「ハピネスファイル」を活用した情報の引継ぎにより、就学前から卒業、就労に至るまで、途切れのない支援が行えるよう体制を整備します。 高等学校や就労先等に「ハピネスファイル」を周知し、途切れのない支援に努めます。	社会福祉課 発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課

第5章 障がい福祉計画

1. 平成 32 年度目標値の設定

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 32 年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の施設入所者数 31 人のうち、約 10%である 3 人が平成 32 年までに自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等、地域で生活ができるよう取り組みます。

また、地域生活移行後の受け皿の整備を進めることで、平成 32 年度末時点の施設入所者数は平成 28 年度末時点の入所者数のうち、約 6%である 2 人の削減をめざします。

■成果目標

項目	目標値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者数 (A)	31 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加 (B)	3 人	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	10%	(B) / (A)
【目標】施設入所者の削減 (C)	2 人	(A) の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
	6%	(C) / (A)
平成 32 年度末時点の施設入所者	29 人	平成 32 年度末の利用者数見込み

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行。 ○平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減。 ○平成 29 年度末において、「いなべ市第 4 期障がい福祉計画」で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成 32 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。
------	--

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市の精神障害保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、あらゆる人が共生できる社会をつくるためにも、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は重要な課題の1つとなっています。精神障がいのある人が地域で安心して生活できる環境を整えるため、協議の場を設置することを目標とします。

■成果目標

	平成32年度末までの状況
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置予定

国の指針	○平成32年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
------	---

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、これまで拠点としての整備ではなく、地域生活支援拠点の機能を組み合わせた面的支援ができるよう、関係各所と連携を図ってきました。本市においても、障がいのある人やその介護者の高齢化に伴って、より一層将来への不安が高まっています。圏域での整備について、視野に入れながら面的な地域生活支援拠点の整備を推進します。

■成果目標

	平成32年度末までの状況
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	一部分的整備型として圏域で設置予定

国の指針	○平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを設置する
------	------------------------------------

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労ができる環境を整えることは、生きがいのある生活を送るためにも大切なことです。本市における、平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者は 2 人でしたが、一般就労へ移行した人はいませんでした。一般企業への啓発や各就労移行支援を進めることで、平成 32 年度末までの就労移行支援事業の利用者数の目標を 3 人とし、一般就労へ移行した人の職場定着率が 100%となるよう、一般就労後の支援の充実を図ります。

■成果目標

項目	目標値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	0 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	2 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	3 人	就労移行支援事業の平成 32 年度末における利用者数
	150%	(D) / (C)
就労移行支援事業所数	1 箇所	平成 29 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1 箇所	平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
就労定着支援による職場定着率	100%	各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。 ○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。
------	--

2. 障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅介護(ホームヘルプサービス)の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者(全身性障がいのある人等)または知的障がい・精神障がいがあり行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対して外出時にヘルパーを派遣して、移動時及び外出先で必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上、著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6(児童については区分6相当)で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■目標設定の考え方

訪問系サービスについて、共生社会の実現に向けた社会潮流の中で、本市においても地域生活をする障がいのある人の増加、それに伴う利用ニーズの増加が考えられます。こうした状況に併せ、これまでの利用状況を鑑み、居宅介護においては、利用者のゆるやかな微増、行動援護は現状維持として、サービス量を見込んでいます。

また、重度訪問介護においては、利用ニーズはあるものの、本市及び近隣に実施事業所がないため、自立支援協議会等と協議して事業所の誘致や既存事業所の事業展開ができるよう支援します。

■見込量

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	時間	590	590	590
	人	32	32	32
重度訪問介護	時間	90	90	90
	人	1	1	1
同行援護	時間	106	114	122
	人	9	9	10
行動援護	時間	85	85	85
	人	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間	10	10	10
	人	1	1	1
合計	時間	881	889	897
	人	47	47	48

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要である人に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

■目標設定の考え方

生活介護について、これまでの実績を踏まえ、新規利用者等を考慮してサービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日	2,192	2,276	2,363
	人	115	120	124

②自立訓練

■内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■目標設定の考え方

自立訓練について、これまでの実績やサービスの利用意向等を踏まえ、サービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	人日	48	48	48
	人	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日	90	90	90
	人	6	6	6

③就労移行支援

■内容

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

■目標設定の考え方

就労移行支援について、これまでの実績を踏まえた上で、企業等への理解・啓発と、一般就労への不安を解消する取り組みを併せて進めることとし、サービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	人日	36	36	36
	人	3	3	3

④就労継続支援

■内容

サービス名	内容
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった障がいのある人、50歳に達している障がいのある人等に一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	障がいのある人からの相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

■目標設定の考え方

就労継続支援について、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人の就労意欲やサービスの利用意向から、サービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	人日	525	585	653
	人	29	32	36
就労継続支援（B型）	人日	1,190	1,285	1,388
	人	68	74	79
就労定着支援	人	1	1	1

⑤療養介護

■内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がいのある人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

■目標設定の考え方

療養介護について、これまでの実績を踏まえ、新たな利用者等の動向を考慮してサービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	9	9	10

⑥短期入所

■内容

サービス名	内容
短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気等の理由により障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人、あるいは病院、診療所、介護老人保健施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■目標設定の考え方

短期入所については、これまでの実績を踏まえ、平成29年度に新たに3床を増加した実績等を踏まえるとともに、施設の整備状況や障がいのある人の利用意向を考慮して、サービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	人日	174	177	180
	人	32	32	33

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助	障がいのある人が、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ、または食事の介護やその他の日常生活上の援助を受けることのできるサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

■目標設定の考え方

居住系サービスは、地域移行が進められる社会潮流や、グループホームの増床等の施設整備状況をはじめ、利用実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

自立生活援助は地域移行者数の目標(平成32年度までに3人)を達成するために、必要な支援ニーズ等を考慮して、サービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	人	38	38	53
施設入所支援	人	32	31	29
自立生活援助	人	2	2	2

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域移行支援・地域定着支援を利用する障がいのある人及び障害児相談支援で対象となるサービス以外の障がい福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、それらのサービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障がいのある人が、地域に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることができるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障がいのある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態の相談等の支援を受けることができるサービスです。

■目標設定の考え方

相談支援は、地域移行を進めるにあたり、障がいのある人にとって心の支えとなるサービスです。また、障がいのある人一人ひとりの状態に合ったサービスを適正に受けるためにも、今後もニーズはますます高まっていくことが予想されます。そうした背景をはじめ、サービスの利用意向や、これまでの実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

■見込量

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	289	297	305
地域移行支援	人	1	1	2
地域定着支援	人	2	2	2

3. 地域生活支援事業(必須事業)の見込量

(1) 相談支援事業

■内容

事業名	内容
地域相談支援センター	障がいの種別にかかわらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設します。行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいのある人の福祉の向上をめざします。
障がい者虐待防止センター	障がいのある人への虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処理につなげるとともに、養護者による障がいのある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障がいのある人の保護のため、障がいのある人及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。
自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の取り組みを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援に対応できるような、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等）を配置します。 基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等、家主等への相談・助言も含む支援を行い、障がいのある人等の地域生活を支援します。

■目標設定の考え方

既存の相談支援事業を充実させ、相談を必要とする人が利用できるよう、相談支援事業の周知に努めます。

■目標設定

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域相談支援センター	有無	有	有	有
障害者虐待防止センター	有無	有	有	有
地域自立支援協議会	有無	有	有	有
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

(2) 理解促進研修・啓発事業

■内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。

■目標設定の考え方

地域生活の実現に向けて、地域住民や企業等においても、障がいに対する理解を深めることができるよう、さまざまな場面における障がいのある人への理解を進めるため、事業を実施します。

■目標設定

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(3) 成年後見制度利用支援事業

■内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人制度の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人への権利擁護を図ります。

■目標設定の考え方

これまでの利用はありませんでしたが、必要とする人が利用できるよう、事業の周知に努めます。

■目標設定

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 意思疎通支援事業

■内容

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の支援を行います

■目標設定の考え方

聴覚障がいや視覚障がいのある人の社会参加の促進に向けて事業を推進します。

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
意思疎通支援事業	人	60	65	70

(5) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員（日常会話を行うのに必要な手話を習得した者）の養成を通じて、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を行います。

■目標設定の考え方

これまでの実施状況を踏まえた上で、事業を推進していきます。

■目標設定

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	20	23	26

(6) 日常生活用具給付等事業

■内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、調理、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装置等、排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	居宅における円滑な生活動作等を図るため、動作補助用具の給付・貸与や既存住宅の改修費用の助成を行います。

■目標設定の考え方

日常生活用具給付等事業については、利用者の申請により利用件数が年度ごとに変動するため、これまでの利用実績を踏まえた上で、3カ年の平均的なサービス量を見込んでいます。また、同等の性能を有する用具についてはより安価な物品の導入を検討するなど、事業の効果的な運用に努めます。

■目標設定

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7
排せつ管理支援用具	件	800	800	800
住宅改修費	件	1	1	1

(7) 移動支援事業

■内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行う事業です。

■目標設定の考え方

これまでの利用実績を踏まえた上で、さらなる余暇活動の充実や社会参加の促進が進むにつれて、ニーズが高まることが考えられます。福祉人材の確保を進めながら、高まるニーズに対応できるよう、事業の推進を図ります。

■目標設定

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間	3,800	4,050	4,350

(8) 地域活動支援センター事業

■内容

事業名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中の通いの場として、創作活動や生産活動等の機会の提供や、社会との交流の促進に取り組む事業です。

■目標設定の考え方

今後は特に、精神障がいのある人の居場所づくりや、障がいに関する地域への啓発等を推進し、活動の充実を図ります。

■目標設定

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター事業	実施の有無	有	有	有

4. 地域生活支援事業(任意事業)の見込量

(1) 日中一時支援事業

■内容

事業名	内容
日中一時支援	知的障がいまたは身体障がいのある人や障がいのある子どもの介護者が、日中一時的に介護できなくなったとき、障がい者支援施設において支援を行います。
訪問入浴サービス事業	身体に障がいがあり、在宅で入浴が困難な人の居宅を訪問し、入浴器具を備えたサービス車を巡回派遣し、介助員が入浴サービスを行う事業です。
障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人等の自立更生を図るため、職親に委託することが適当とされた人を、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、就労に必要な能力を高め、雇用の促進と職場における定着性を高める事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がいのある人の社会参加を容易にするため、自動車を取得し、改造する必要がある場合に、改造費を助成します。
生活行動訓練事業	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う事業です。

■目標設定の考え方

各事業については、利用者の申請により利用件数、利用人数が年度ごとに変動するため、これまでの利用実績を踏まえた上で、3カ年の平均的なサービス量を見込んでいます。

■目標設定

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援	人	60	60	60
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
障害者職親委託制度事業	人	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	3	3	3
運転免許取得	件	2	2	2
改造助成事業	件	1	1	1
生活行動訓練事業	人	16	16	16
視覚障害者生活訓練事業	人	9	9	9
障がい者日常生活訓練事業(ルート事業)	人	7	7	7

第6章 障がい児福祉計画

1. 平成 32 年度目標値の設定

本計画では、障がいのある子どもの地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、平成 32 年度を最終目標年度として以下の通り目標値を設定します。

(1) 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

平成 32 年度末までに児童発達支援センターの設置に向け、保健・保育分野とのつながりを強化します。また、チャイルドサポートの中で療育支援事業の充実を図ります。

■成果目標

項目	数値	平成 28 年度末時点の達成状況
児童発達支援センターの設置数	圏域で 1 か所	—
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	—
主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1 か所	平成 29 年 10 月に 1 か所放課後等デイサービス事業所が開所されています。
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 か所	平成 27 年度より e-ケアネットそういんを圏域で設置しています。

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置。 ○平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。 ○平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保。 ○平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置。
------	---

2. 障がい児支援事業の見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある子ども等の重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■目標設定の考え方

障がいのある子どもへの支援について、これまでのサービス利用実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

平成30年度より新たに開始される居宅訪問型児童発達支援については、障がいのある子どもの動向を考慮し、サービスを必要とする人が利用できるようサービスの周知を進めていきます。

■見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日/月	26	26	27
	人/月	5	5	5
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	5
	人/月	0	0	1
放課後等デイサービス	人日/月	687	750	812
	人/月	54	59	64
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
障がい児相談支援	人/月	67	72	77
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	0	0	1

第7章 計画の推進体制

1. 市民、団体等との連携による計画の推進

(1) 計画の市民への周知・情報伝達

計画をホームページで公表するなど、本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発を進めるための取り組みや、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携と協働が不可欠であることから、関係各課との連携のもと重点的な広報を行います。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者等との連携の強化を図ります。

2. 障がい福祉及び障がい児福祉サービスの円滑な提供のための推進体制

(1) いなべ市地域自立支援協議会

障がい福祉施策の推進にあたっては、「生きがいと支え合いで 笑顔あふれるまちいなべ」の実現をめざし、いなべ市地域自立支援協議会による意見交換や、障がいのある人や障がいのある子どものニーズを中心とした地域における諸課題、その解決に向けた方策の検討を進め、障がい福祉施策に関する意見を取り入れることで今後の施策に反映していきます。

(2) サービス提供事業者の育成・確保

障がい福祉及び障がい児福祉サービスの充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報を提供します。

(3) 県との連携

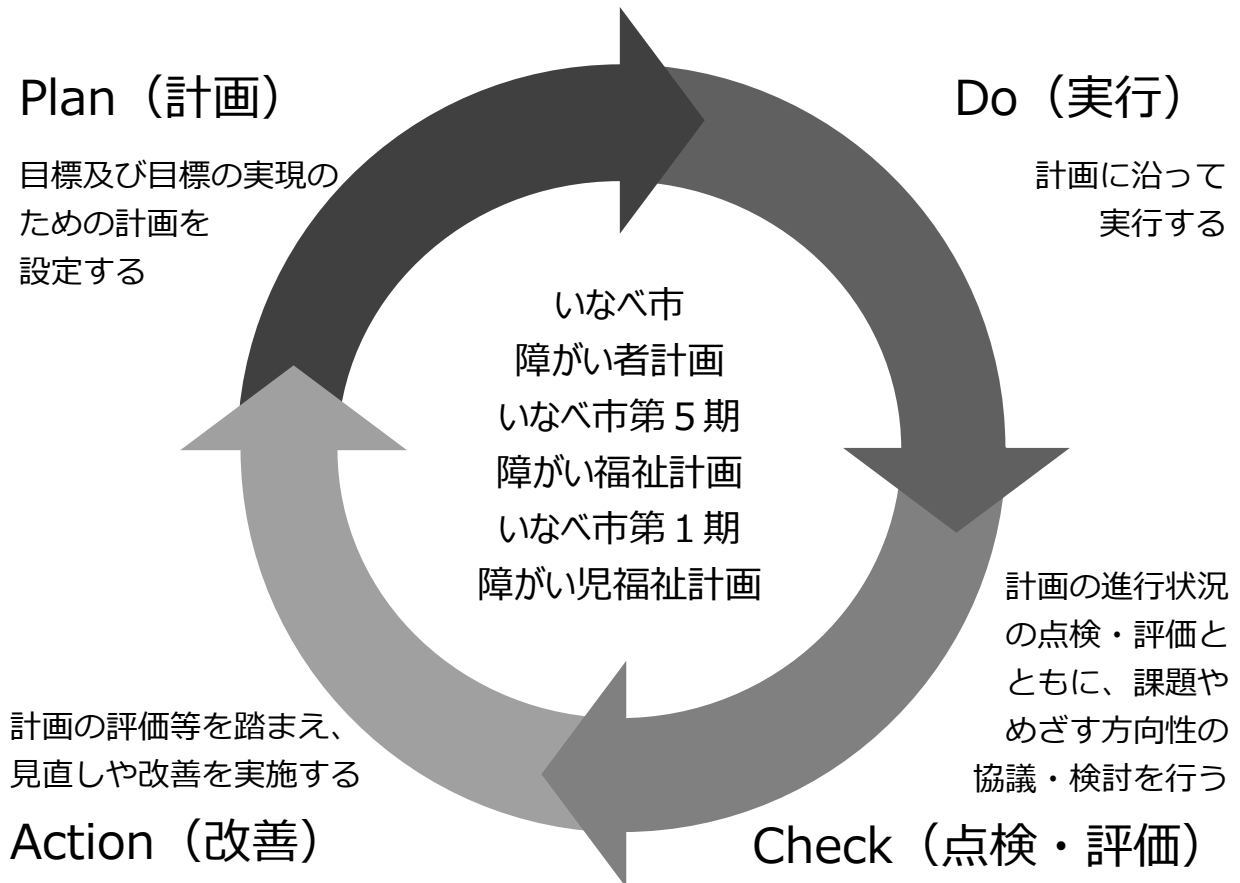
広域的な対応が望ましい障がい福祉及び障がい児福祉サービスについては、県とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

3. 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理について

計画進捗管理においては、PDCA サイクルの手法を活用することとし、施策の進捗状況を、庁内関係各課、団体等との連携のもと、いなべ市自立支援協議会が中心となって点検・評価を行います。その結果に基づいて必要な対策等を継続的に行います。

■ 計画の進捗管理の PDCA サイクル



資料編

用語集

	用語	解説
あ	インクルーシブ教育	<p>「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障がいの有無に関わりなく誰もが、望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学べることをめざす教育理念と実践プロセスのこと。</p> <p>「一人ひとり丁寧に」と「みんなで一緒に学ぶ」の両方の実現をめざす教育理念。</p>
か	共生社会	障がいの有無や、性別、年齢に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会。
	グループホーム	「共同生活援助」のこと。障がいのある人等が集まって、スタッフの援助を受けながら、一般住宅等で暮らす居住形態。平成 26 年 4 月から、ケアホーム（共同生活介護）がグループホームに統合された。
	ケアマネジャー	高齢者やその家族からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービス事業者等との連携・調整を行う人。
	権利擁護	自分の権利を表明することが困難な知的障がいや精神障がいのある人、認知症高齢者等の権利や要求の表明を支援し、代弁する取り組み。
	高次脳機能障害	頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいのこと。
	合理的配慮	個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車に当たっての手助けや、筆談・読上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤を形成することを目的として「育児不安についての相談」「子育てサークル等の育成・支援」「特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力」「ベビーシッター等、地域の保育資源の情報提供等」「家庭的保育を行なう人への支援」を実施している。

か	工賃	<p>授産施設における労働に対する賃金に相当するもので、ものづくり（製造や加工）による対価に限定するものではない。</p> <p>障がい者授産施設においては、就労者に対して事業収入から、必要経費を引いた金額を「工賃」として支払わなければならないと定められている。</p>
	作業療法士	<p>手芸、工作、家事等の作業を通じて、障がいのある人の身体運動機能の回復や、精神状態の改善等を図る専門家のこと。</p>
さ	社会的障壁	<p>日常生活や社会生活を営むうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のこと。建物の段差等ハード面だけでなく、障がいのある人に対する差別的な考え方などソフト面の障壁も含む。</p>
	指定避難所	<p>災害の危険があり、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設。</p> <p>本市では、小・中学校や文化センター等の 20 施設が指定されている。</p>
	障害児支援利用計画	<p>サービス利用者を支援するための中心的な計画で、児童の解決すべき課題や支援方針、利用するサービス等が記載される。</p>
	ストマ	<p>消化管や尿路の疾患等により、腹部に便または尿を排せつするために増設された排せつ口のこと。ストマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。</p>
	成年後見制度	<p>判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が、本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。</p>
	地域活動支援センター	<p>障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う日中活動の場。</p>
た	地域権利擁護事業	<p>福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）のこと。</p> <p>判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その人の権利を擁護する事業。</p>

た	地域包括支援センター	各区市町村に設置される、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。
	点訳	文字を点字に翻訳すること。
は	発達障害	発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。（「発達障害者支援法」第1章第2条） なお、症状が軽い「アスペルガー症候群」なども含めて、「自閉症スペクトラム障害」と呼ぶこともある。
	バリアフリー化	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。「社会的障壁の除去」とほぼ同義。
	避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。 （「災害対策基本法」第49条の10） 平成25年の災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、名簿の作成が義務付けられ、これに基づくものは「避難行動要支援者名簿」と呼び、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の避難の確保や安否確認等に活用する名簿のことをいう。
	福祉的就労	障がいがある理由で一般就労が困難な人が、訓練施設や作業所において職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、患者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
	法定雇用率	官公庁や事業所において、常用での雇用が義務づけられた障がい者雇用の割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている。
	ホームヘルパー	障がいのある人の自宅に赴き、入浴、排せつ、食事等身の回りの介護を行う有資格者のこと。

ま	民生委員・児童委員	民生委員法・児童委員法に基づいて地域に設置が定められ、住民の信頼を受けた地域の世話役として地域住民のよき相談相手となり、地域の高齢者や児童、障がいのある人等、福祉サービスが必要な人のいる家庭が孤立しないよう、窓口として行政等につなげる役割を担う。
や	ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態や障がいの有無等に関わらず、すべての人が利用しやすいように製品や建物、情報等を設計すること。
	養護者	障がいのある人を現に養護する人で、障がい者福祉施設従事者等および使用者以外の人を指します。 具体的には、身近の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がいのある人の家族、親族、同居人が該当し、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合がある。
	要約筆記	発言者の話を聞いて、要約して文字で表すことで、その場の話の内容を伝える通訳のこと。
ら	ライフステージ	人の一生における、さまざまな段階のこと。幼年期・児童期・青年期等年齢による区分だけでなく、結婚期・出産期・育児期・教育期等、生活環境の節目によっても分けられる。
	理学療法士	障がいのある人に対し、身体の基本動作能力（座る、立つ、歩く等）の回復や維持及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や電気刺激、温熱、マッサージ等の物理療法等を行なう専門家のこと。
	リハビリテーション	障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざし、単なる機能回復ではなく、「自分らしく生きる」ために行われるすべての活動をいう。
	療育	障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

いなべ市障がい者計画

いなべ市第 5 期障がい福祉計画

いなべ市第 1 期障がい児福祉計画

〒511-0292

三重県いなべ市大安町大井田 2705 番地

TEL 0594-78-3511

FAX 0594-78-1114
